

第九回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和六十二年八月二十七日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

八月二十六日

辞任

佐藤栄佐久君
鈴木 和美君

補欠選任

中村 太郎君
及川 一夫君

八月二十七日

辞任

斎藤栄三郎君
及川 一夫君

補欠選任

香掛 哲男君
千葉 景子君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 正邦君

理事

大浜 方栄君

梶原 清君

吉川 博君

赤桐 操君

多田 省吾君

委員

井上 裕君

大河原太一郎君

河本嘉久蔵君

香掛 哲男君

斎藤栄三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

福田 幸弘君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

山本 富雄君

及川 一夫君

志苦 裕君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務課長

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省国際金融局長

千葉 景子君

丸谷 金保君

塩田 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉岡 吉典君

栗林 卓司君

野末 陳平君

宮澤 喜一君

藤井 孝男君

角谷 正彦君

斎藤 次郎君

水野 勝君

足立 和基君

藤田 弘志君

藤田 恒郎君

平澤 貞昭君

内海 平君

岩崎 文哉君

保家 茂彰君

榎谷 真平君

大村 昌弘君

松野 春樹君

参考人

建設省都市局都市再開発課長

自治省財政局地方債課長

自治省税務局企画課長

自治省税務局固定資産課長

日本銀行副総裁

三重野 康君

福田 秀文君

遠藤 安彦君

鶴岡 啓一君

佐野 徹治君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に関する社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 前回に引き続き質疑を行います。

○志苦裕君 もう既にたくさん質疑が行われておりますが、できるだけ重複を避けて少しお伺いしますが、まず、細かい事務的、手続的なことで法案の内容に関して聞きます。

二十五日のこの委員会での同僚委員とのやりとりを聞いておきますと、どのつまりこの資金は貸付金というものの実質的には補助金の前渡しだ、経済対策という観点で言えば、事業の前倒しをやつて、よくその辺に言われておりますように、昼飯と晩飯と一緒に詰め込んで内需の効果を期待したい、そういうものだということのようにでした。

そこで、ちょっとBタイプを例にとつて少し手続的なことを聞きますが、これは地方公共団体等は、この金を借りるときにどんな手続をとるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) Bタイプの公共事業の無利子貸し付けにつきましては、通常の補助金と同様の手続ということで、補助金適正化法の適用を受けた申請手続が必要になるわけでございします。

○志苦裕君 そういふふうに出ておりますよね、第五条、まあ一部適用除外もありますけれども、そこで、お金を借りて五年据え置いて返すことになりまふね、返すときにはその補助金に見合う分を交付する。このときにはどういふ手続をとるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 実はそのときにも補助

金申請と同様の手続を一応要するわけでございませうけれども、その際には既に無利子貸付金を受けまして、当該補助事業は実質上終了しているものですから、いわば補助金を後年度に交付する段階では、そういう事業の執行に伴う実質的な審査等の補助金適法法の適用は除外をする、そういう手続は要しないということにいたしておるわけでございませう。無利子貸付金をお貸しする段階でそういう事業内容の審査等の補助金適法法の実質的な審査を行い、後年度補助金を出すときにはそういう実質的な審査は省略をするということで行いたいと考えているわけでございませう。いずれにせよ、簡便な手続となるように努力をしていきたいと考えております。

○志吉裕君 ちよつと何か意味がわかりにくいけれども、返すときそれに見合う補助金を交付する。最初のときは補助金のようなものを一括貸せるわけだな、補助金のようなもの。返すときに二分の一だか五分の一だか二十分の一だかわからないが、その分を補助金として交付する。これこれのお金という補助金ですね、その申請手続はこの部分が本当の手続なんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 通常の補助金適法法の適用は、最初の申請のときに通常の補助金申請と同じ方法をとるといふことでございまして、後年度に償還のための補助金を交付する場合には、例えば最も典型的な例で申しますと、補助金適法法第七条に補助金等の交付の条件とかいろいろ定められておりますけれども、そういう実質的な補助金審査の規定をすべて除外をする、いわば形式的な申請を行っていただくというような形をとっておるわけでございませう。

○志吉裕君 そうすると、適正化法の第五条の申請というのは最初の借入金のことですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 申請は、最初の無利子貸付金のときにも、実質的な補助金ということに補助金適法法を準用している関係で、申請をしていただきます。それから、お返しいただくときに、出します国の補助金も、これは形式上純粹の補助

金でございまして、五条の適用を同様にしていただく、こういうことで対処しております。

○志吉裕君 そこで、あなた、後段の方、いわゆる二度目の五条申請を行うときにはできるだけ簡単にしますよと言っても、どこにも書いてないんでね、まだ、手続はどこで書くのか——政令で書くんでしょね、きつと。このつくりからいいますね。私はそれは、簡便になるか面倒になるかは別にして、役所のことだ、案になるんというところは余りないと思うんだ。だから、一つの補助金を何回も申請の手続をとる、例で言えば、一番最初に千円の手続をとる、それを十回に分けて返すことになる、とあの十回手続とるわけですか。

結論から言うと、そんなばかばかしいことはやめときなさいというのが私の主張なんです。資金の流れから見ると、産投会計で整理するわけですから、最初の申請だけであとはもう自動的にやるといふ方法だつてある。そういうことにぜひすべきだというのが私の意見なんです。一遍ちゃんとまとめた手続とつてゐるんですから、それを今度は、返すときにまたそれに見合う補助金の申請を十回に分けて返せば、一番最初の分と合わせれば十一回だ。それから、後に出てくる今度は起債の分もありまわす。そういうことになつてくるので、さつき言った産投特別会計でそのような整理の仕方はできるというふうな思ふので、ぜひひとつその点はそういうふうに考えてもらいたい。手続をとつてもらいたい。大臣、それはよろしいですか。

○政府委員(斎藤次郎君) その点については検討させていただきますと思ひますけれども、ただ申し上げておかなければなりませんのは、無利子の貸付金は実は産投特会からいわば貸し出されまして、後の補助金は一般会計から出るといふ、出す会計が違ふということもございまして、やはり形式的な手続はどうしても会計処理上必要になるのではないかと、こういうことでございませうけれども、いわば借入金も相殺するように各年度補助金を決めていくという必要があるものですから、どうして

も形式的な手続は要るかと思ふんでございませう。ただ、なるべく地方公共団体等に御迷惑がからないうちに、できるだけ簡便な措置を講ずるよう努力はしてまいりたいと思ひておるわけでございませう。

○志吉裕君 まあ金の出場所が最初と後と違ふという貸す方の都合もあるんでしようが、これは借りて仕事する側の都合も考えないとね、これは同じでね。その辺の点はひとつ、これは私なりにいろいろ工夫してみたら、できるということなんです、その点は強く主張しておきます。

それから、これは二条を読んでみますと、特に二条のBタイプを例にとりますと、「一体的かつ緊急」の「一体的」はわかるわね、てんで見当違いであれば一体でないわけですが、「緊急に実施する必要のあるもの」という表現なんです、緊急の物差しは何ですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 公共事業の事業の緊急性の問題でございませう。今度の法律で「緊急」と申しましたのは、いわば現下の経済情勢等にかんがみまして、面的開発を促進して地方の活性化を図るといふことに主眼を置いてゐるわけなので、そういう意味で、その面的事業の一環としてやるためには、従来から委員会の御議論で例として挙げておりますけれども、ある面的開発を行った場合に、通常の公共事業であれば、例えば下水道を例にとりますと、仮に五年間で、あるいは十年間で十億ずつ出しているものを、その面的開発を行うためには、これをいわば前倒しして一度に五十億なり百億なり投入すればその面的開発が非常に速やかにでき上がる。そういう意味で、従来の公共事業であれば五年ないし十年にわたつて分割交付するものを一度に前倒しして百億投入する、それがいわば面的開発の関連で緊急になるというぐあいに考えて、「一体的かつ緊急」という表現を使つておるわけでございませう。

具体的には、それでは緊急の判断をどうするかという点につきましては事業実施官庁と協力をして、よく地方公共団体の意見を聞いてその判断

をしていきたいというぐあいに考えておるわけでございませう。

○志吉裕君 これは言葉を使っている分にはわからぬわけじゃないんですが、国民から見ると、いろんな社会資本を整備してもらいたいというのは、昔から言っているんだからこれはみんな緊急なんだ。だけど、金がなければ動かせないといううなことで計画的にやつたりしているわけですね。ですから、ただその事業実施官庁とお話をしなさいというのが結びの話なんだけれども、緊急と言へば緊急、急ぐことはいやないかと言へば緊急でない、そういう多分にあいまいな概念です。

今度出てくる仕事を見れば、来年やつてもいいし、ことしやつてもいい、ただこのお金を特別な使い方をすると、本来の趣旨は生かしながらも特別の使い方をすると、やっぱそれに何かつけなさいかね。急ぐものとか、一体のものとかと言わなさいやならぬという意味だろうと思ふんです。しかし、具体的な仕事になつてきますと、緊急性は、じゃあ来年やつたらだめ、再来年なら世の中が壊れてしまふかといううな話になりますとそうでもないんでしてね、ちよつと例示してくれませんか、これは緊急である、ひとつやつてください。

○政府委員(斎藤次郎君) 確かに緊急性というのは非常に抽象的な表現でございませうので、なかなか御説明するのが難しい点もあるのかもしれないが、今申しましたように、ある団地の開発をやると、それに伴つて公共施設を集中的に整備しなさいといふ。通常の公共事業でございませうと、三年ないし五年ぐらひをかけてやつていく事業がある。それを前倒しで一挙に貸付金を交付することによつて、貸し付けることによつてその事業は完成する、それによつて面的開発が促進する、こういうような場合が緊急という概念に当たるのかなというぐあいに考えておるわけでございませう。

○志吉裕君 どうしても使えるような話しか出て

きませんけれどもね。大臣がよく言っていますように、日本は随分力がある割には社会資本の整備がおくれているので、いつまでもこんな力があるわけでもないと思うから、やれるものは急いでやりたいという意味でできるだけ急いでいるのか、社会資本の整備を促進したいとか、そういう意味で使っているのかなという感じもしますが。

実はこれは事業官庁と今度出先地方公共団体、それであれもやつてくれ、これもやつてくれというような段取りになりますと、それはまだ急がぬでもないいいやないかと、いやこれは急いだらいいとかというやないあまい概念で、主として主観が入っちゃって配分の公正が乱される。自民党の偉い人が入ると緊急になったりね、私が頼みに行ったら緊急じゃなかったりですね、ということになる。

そういう非常にあいまいな概念なので、そう余り四角四面に考えないで、いわば事業をできるだけ早目にやろうと、少しでも経済効果を期待しようとかというやないことなんでしょう。実際出てくると何が緊急で何が緊急でないか、外された仕事と外されない仕事の差はそんなに出来せんよ、はつきり言いますとね。というので、何か余りそういう仕事の配分の不正な物差しにならぬように、これはちよつと期待をしておきます。大臣、それはよろしいですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御趣旨のようにやつていきたいと思ひます。

○志吉裕君 自治省、この資金は自治法第何条の収入になりますか。

○説明員(遠藤安彦君) お答えいたします。

この無利子貸付金につきましては、地方公共団体の借入金であります以上、自治法の二百三十条に定める地方債に該当すると考えております。

○志吉裕君 そこで、自治省から通達が出ておるのは二百五十条の通常の申請手続をとれ、こうなるわけですね。もう既に話の中身がわかつていますように、これは補助金の前倒しなんですと云うところに、補助金なら自治大臣の許可も要らな

きや、知事の許可も要らなきや、内蔵令による大蔵大臣との協議も要らなきや、あるいは予算で目的や限度額などの定めも要らなきや、地方債計画に掲げる等々のしち面倒な諸制約が全部要らぬわけ。実質的には補助金の前渡し。そして、とにかく手続は簡素にしていきたいと思いますかと言っておるのに、あなたの方は四角四面の話をして二百三十条の地方債だと、したがって二百五十条の申請手続をとれ。余計な手間というものですね、これは。

しかもそうならば、先ほど次長とやりとりしましたように、あなたとやりとりしたように、一方補助金の申請手続が要るわけですね。実質的な意味もないのに起債の申請の手続が、またややこしい手続がとられる。これはまことにばかばかしいことだと思ふんですが、どうですか。

○説明員(遠藤安彦君) 実質的には補助金だというお話があつたわけですが、形式的にはやはり自治法の二百三十条に該当するというところで地方債の許可手続をとるということにならうかと考えております。

なお、御指摘のような点もございまして、地方公共団体の事務負担の軽減を図るという意味から、許可手続につきましては簡素なものにしていきたいというように考えております。

○志吉裕君 通常の手続をとれば簡素といつても限度があつてね。この法律にやたらと「当分の間」という、当分の間こうしよう、当分の間こうしよう金を貸すよとかいうことがある。そんなら自治省の方も少し利口になつて、当分の間こうするといふ法律を書きやいじやないの。N.T.T.の何とかんとか借入金については当分の間こうするといふように蔵入の条項のところは書けば直るじやないか、そのぐらゐのことは。そういう何かもうくず屋に売つても困るぐらゐにいつぱい資料は出るが、そういう肝心なところ一行で済むじやないか。どうしてそれぐらゐのことを考えないんですか。

○説明員(遠藤安彦君) 御指摘のような御意見も

あろうかと存じますが、先ほど申し上げましたように、一年を超える長期の借り入れであるということからは、自治法の二百三十条に定める地方債の許可が必要かと思ひます。

なお、政府あるいは政府の関係機関からのこういう特定資金によります貸付金もこれまで地方債として許可の対象にいたしておりましたので、私どもとしては、今回のこのN.T.T.の資金につきましても同様な考え方から地方債の許可が必要であるというように考えておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

○志吉裕君 御指摘のような意見もありますので、と言つたつて御指摘は私だけじゃないよ、これは。自治省以外みんな御指摘しているんだ。どこの地方公共団体もほかの事業官庁もそうですよ。大蔵大臣、これはばかばかしいと思ひませんか。あなたは地方債だと思つて出しているんじゃないです。でも受け取る方は地方債としてややこしい手続を必要としている。内蔵令の第一条の協議、大蔵大臣にそれを求めるんですか、これについて。

○政府委員(足立和基君) まことに苦しいことを申し上げて恐縮でございますけれども、法律上の性格としては、今自治省からお話がございましたように、やはり地方自治法上の地方債に該当するといふことでございまして、そうなりますとやはり財政を預かります大蔵大臣の協議が法令上必要になつてくる。そういうことでございまして、実質的には先生おっしゃる通りに償還時にございましてこの貸付金は国庫補助負担金として地方に交付される、地方にその負担が生じないものでございまして。

大臣からも御答弁申し上げておりますように、実質的な補助金の前払いという性格がございまして、先生の御趣旨も踏まえまして責任を持つて私は、協議という形でございましてけれども、簡便な手続といふことで、いわば具体的に申し上げれば、具体的な審査内容というものは大蔵省としては別にいたさない、こういうような簡便なものに

していきたい、そう責任を持つて御答弁申し上げます。

○志吉裕君 一番簡便なのは相談せぬでいいというのが一番簡便なんです。相談をして、あなたの方が皆さういいですよと言ふにしても、相談する材料を一式持つてくるんだ、麗々しく書いて、手間かけて、財務局まで行かなきゃならぬでしよう。出す方が起債じゃないと思つて出しているんですからね、これは。補助金の前渡しだと思つて出しているんで、出している方は全然相談してもしらう必要ないですよ。

これは私が言うまでもありませんが、この大蔵大臣とのああいふ協議はやめろと言つておるのに對して、大蔵省は、大蔵大臣は、トータルな資金配分の適正化ということを考えるこれは一通りやっぱり相談にしろてもらひますわ、一件ごとについて悪い言ひやないんでね、ということをやつていたでしよう。資金配分の適正化といふこの目的に関する限り、大蔵省は資金配分を考えた金を貸しているんです。そういうことをちゃんと考えてこの資金はこつちへやるぞ、この資金はこつちへ貸そうとやつたわけでしょう。だから、改めてあなたとところで相談に來いという立場でもないわけだ。これについては要りませんよと言つた方がいいですよ。大蔵省がそれまで言うのだったら自治省の方もちよつと利口になつて、じゃ起債なんというやうな面倒な手続じゃなくてもつと別の考えようと、法律に当分の間の特例でも設けようかといふうにだんだん話が進んでいくと思ふんだね。大臣、これはあなたが判断してください。この行革の折柄、これぐらゐの問題ぐらゐ始末ついたらどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 大蔵省の方は、ただいま理財局長が申し上げましたように、できるだけ簡単にいたします。自治省の方にもそうお願いを申し上げたいと思ひますけれども、これは自治大臣から本来はお答えのあるべきことでございまして、なるべくそういうふうにお願ひをいたしたいと思ひます。

○志苦裕君 あなた丁寧な返事する割にはちつとも中身は変わってない。そうでしょう。

私は、これはこういう性質の資金で特例的にやっておるんだから、これについては起債という扱いで面倒な自治大臣の許可だとか、それから大蔵省への協議とか、そういうものはやめにしてしましうやというふうな本元の大蔵省が言い出せば、この問題には自治法の定めにもかかわらずとか、内蔵令の定めにもかかわらずとかという特例がつくられる。だからそういう方がいいですよと言っているんだ。いかに簡素化するといっても、役所流の手続が残っている限りこれは大変なものなんです。これに一人か二人ばかり切りにならないきやいかぬですよ。これはもつと工夫しないといふ、あな。

○国務大臣(宮澤喜一君) 志苦委員は御自分でそういう行政に御関係になられたので、おつしやることはまことによくわかることでございませう。中央官庁でもできるだけのことを簡素化にしていまいらうと思ひますが、本件につきましてもそういう精神で運びたいと思ひます。

○志苦裕君 これ当分しばらく続くわけですからきょうは、わかりました、こういうふうにしなさいやうという返事が出にくければ、ひとつこれはそれで大きくその財政秩序を乱すわけでもないし、資金配分がめちやくちやになるわけでもないの、これは考えられるテーマだということとはひとつ素直に受けとめて、これからはもう一つとやることで、ことしできなかつたら来年からしたってできることですから、これは私から強く要望しておきます。自治省もひとつそういう点、自治省自身も自治法の二百五十条の規定がある限りこれはまさか勝手な通知で簡便な方法とはれないという立場があるんでしようが、大蔵とも相談をしてその点は改善の方策を考えてもらうことは強く要望しておきます。特にあなた、この趣旨、宮澤さんね、「内需拡大の要諦にこたえ」とともに地域の活性化に資するといふんでしよう、この法案の目的は、何かお経のうたい文句みたいに「地域の活性化に資する」なんて言ってもらつちや困るので、「地域の活性化」というのはどういう意味ですか。だからこれに答えられますか、「地域の活性化」とは何ぞや。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはやはり、昨今の経済情勢を見ておきますと、本来ここへ参りますまでの間に非常に難しい経済問題を持つております例えは北海道、四国などがあるわけでございませうけれども、そこへプラザ合意以来の経済情勢の変化で、例えは造船であるとか、石炭はもとより、そうでございしましたが、あるいは鉄鋼であるとか、そういう俗に企業城下町と言われますような地域が非常に落ち込みが大きくなつてまいりました。したがっていま、全体の――従来からどちらかというといわば経済成長に十分乗り切れない地域及び一昨年のプラザ合意以来の企業の衰退によるところの影響を強く受ける地域、それらの地域には殊に何かのいわば手当てをいたしませんと雇用の問題も深刻になつていふような状況がございしますことは、志苦委員もよく御承知のとおりでございします。そういう地域には限りませんけれども、やはりそういうところに何かの形で国が公共事業あるいはそれに類することをしていくということは大切なことだと考えておりまして、それに限つたことではございせんが、例えばそのようなことを頭に置いております。

○志苦裕君 地域が停滞している事情として大臣の説明は、それはそれなりに当たつていふと思ふんですが、ただ、私なんかはどちらかというと地方自治をライフワークにしておる人達の間ですけれども、地域という場合には、ただ単にこの地域というの、土地だとか面積だとか空間だと場所だとか、そういうものではないんですよ。僕らの概念で言う地域というのは、もう少しこれは一体的なものなんです。地域には人がいる、人が暮らしている。地域社会にその人たちはお互いに共同してそれなりに貢献をしておる。そういうものを地域としてとらえる。ですから、あえて地域と言へば、この生活と自治なんです。こ

れが地域なんです。これが生き生きしているかどうか。産業も必要です。さまざまな施設も必要です。と同時に、人々がこれはおれの場所だと言つて進んでさまざまな分野に参加するといふ、これがもう一方で機能しなきゃだめなんです。国の都合で自治体を振り回したり、お金をからつてこいと言つたり、地方の方も自分で考えることをやめちやつてね、中央を向いて補助金にぶら下がつていふやうとか、こういうふうなことがどどん進行することが地域の活性化じゃないんです。

私は先ほどつまらぬ手続のことであるやりました。しかし、皆さんは地域の活性化をうたい文句にしなから、自治体が自分の裁量でできるだけ自分で考えているんなことをやろう、それに対してできるだけ拘束を解除してやろうという発想が全然ないんです。金貸せりやいだろう、仕事ができやいだろう、そういう発想で随分列島改造でやつてきましたよ。山のてつぺんまでいい道ができたが、活性化していません。今、こういうふうなことを考えると、もう少し地方の活性化といふものに私が今申し上げた生活と自治という概念を取り込んで、さまざまな施策の場合にも、やつぱりそういうところに絶えず視点がこれはもう向いておるやうなことをして、面顔な手続はやめようとか、一々お役所にお百度踏むのはやめようとか、余計な権限は排除していかうとか、こういうことになつていくんだと思ふんですが、私は少しこの方向に首を突っ込んだ人間なもので、こういう言葉で地域活性化とか言いがらもう一つのところは見てないといふことを非常に不満に思ふんですよ。ですので、手続問題についてもそういう意味で私は申し上げておるんです。

特に、今度のこの対策、施策が多分に景気政策という性格を持つておることは、後ほど私やりますけれども、景気政策という場合には基本的に、国の財政は景気政策の重要な役割を担うけれども、地方財政は景気政策を第一義的には担わな

いんです。にもかかわらず、国の景気政策の都合で地方財政をひたすら動員するといふことになりまして、地方財政は役目が違うだけにへたばるんです。こういう点についてもなかなか配慮がない。いつでも景気政策に、特に昭和五十年代に入りまして時々財政のブレーキ踏んだりアクセル踏んだりしました。その都度地方財政が動員されたという経過を振り返つてみて、私は、やつぱりそこそこにはしつかりした視点を宮澤さんには据えてもらいたい。金だけじゃやない。そこを踏まえてくれれば、いろいろな点でちよつとしたことでも変わつていくんじゃないか。いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは大変大事な点であると思ひます。ここで確かに地域と申しますのは、今志苦委員の言われましたように、エリアという感じじゃなくて、やつぱりコミュニティという感じであらうと思ふんでございします。

今度こういう法律をつくりますことによりまして、A、B、Cとも全国の各自治体等を中心に御自分のところで必要とされるようないろいろなプランを非常に今度は真剣に考えておられまして、それをこの社会資本整備助成金を受けていこうというのでございしますから、できるだけそういう地方からのお話というものを、それがなければこれは動かないわけではございします。そういう精神でやつてまいりたいと思ひます。先ほど手続のことを言われました意味もそういう観点からよく私ども理解のできることでありまして、できるだけそういう地方の自治を尊重して、要らない邪魔はしないように、余り煩瑣なこととはしないようにといふふうな心がけてまいりたいと思ひます。

○志苦裕君 自治省、これは補助金のようなもの、将来補助金に化けるわけですから当然補助金と言つていいでしょう。その仕事には当然俗に言われる裏負担というやつが伴うわけであつて、お金が来りやいといふものでもないで、それに見合う自分の方も身支度しなきゃならぬといふのが財政の仕組みになつていふんですが、その財源

手当てはあるんですか。

○説明員(遠藤安彦君) お答え申し上げます。

今回の補正予算に基づきます追加公共事業等に
伴う地方負担がN.T.T株の無利子貸付金にかかわ
るものを含めまして極めて多額になるということ
は御案内のとおりでありまして、この裏負担たる
地方負担については、三千五百億円の地方交付税
の追加措置を講じて地方債の依存度を大幅に
引き下げようというようにいたしたところでありま
す。

○志吉裕君 いやいや、ことしの話はもう地方
債、交付税の特例増額も含めましてついでにいま
とは先刻もう承知をしております。これから、こ
しはわずかの分にはゆる三千億何がしですか
ら、これはN.T.T株の売れ行きが好調であれば数
兆円というふうには膨らんでいくことになるわけ
で、それに見合う財源手当てというものは基本
的にはどういう施策なり構想がありますかという
ことです。

○説明員(遠藤安彦君) 明年度以降の問題につ
きまして、御指摘のとおり、N.T.T資金の活用によ
る公共事業の拡大というのはいくら行われる
というように理解しているわけでありまして、そ
の場合の地方負担につきましては、明年度以降の
地方財政対策の中において地方財政の運営に支障
が生ずることのないよう適切に対処してまいりた
いというように考えております。

○志吉裕君 ちょっとさっきの話に戻るけれども
ね、自治省さん、いろいろあるが、ことしに関し
て言えば借入金という名の地方債、それから裏負
担という名の地方債、A地方債、B地方債とい
うのかわからぬが、地方債が二つ並ぶわけだ。し
たがって、総額が地方債ですね。事業費の総額が
地方債という形をとってまいりますと、一時的に
せよ地方債の方が膨らみますね。それで財政計画
とか財政秩序は乱れませんか。

○委員長(村上正邦君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(村上正邦君) 速記を起こして。

○説明員(遠藤安彦君) 御指摘の点につきまして
は、N.T.Tの無利子貸付金に係る地方債につ
きましては後年度において元金の償還が補助金とい
う形で確保される。一方、無利子でございまして、
利子の負担はないということ、財政を圧迫する
ことはないと思存します。

それから、それに係ります裏負担たる地方債の
地方財政への影響でございますが、これにつきま
しては元利償還について毎年度の地方債計画の中
で所要の措置を講じて財政の運営に支障がないよ
うに取り扱ってまいりたいと、かように考えてお
ります。

○志吉裕君 これをずっと統計的に見ていくと、
これに該当をしておる年度は借入金に見合う分の
地方債がぼこぼこ膨らんでいる形になるんですね。

○説明員(遠藤安彦君) 歳入構成をいたしまして
は、借入金に係る地方債が膨らむということにな
ろうかと存じます。

○志吉裕君 地方債の増上の仕方、別枠にする
ということはないですね。

○説明員(遠藤安彦君) 先ほども御答弁申し上げ
ましたとおり、この地方債につきましては自治法
の二百三十条に基づく地方債ということで、地方
債としての性質は地方債、ただし地方債計画その
他の増上につきましては特定資金公共事業債とい
う名前で、計画の中で別の事業としての地方債と
いうことで取り上げて掲上したいというように考
えております。

○志吉裕君 わかりました。基本的には私が先ほ
ど述べたようなことで勉強してもらおうことにし
て。

そもそも地方公共団体には、もとの電電資産の
形成には税やその他の面で多大な寄与をしてきた
わけですから、それなりの資金配分があつてしか
るべしという立場があるんでして、これはこの法
案の審議のときにも議論がございました。

○説明員(鶴岡啓一君) お答え申し上げます。

電電公社の資産形成に地方団体がどのように寄
与したかというのはなかなか判断の難しい問題だ
と考えております。

一つの例としてしましては、例えば電電公社時代に
固定資産税にかかりまして市町村納付金を納めて
いただいておりますが、これにつきましては、先
生御案内のように、二分の一という課税標準の特
例がありまして、過去三十一年この制度ができて
以来の軽減額といえますか、それを全部軽減だ
と見ますと、単純に足しまして約六千九百億円とい
う金額になるわけでございます。ただ、それがす
べてその資産形成に行つたものと見るかどうかと
いうことになりまして、固定資産税の中でも、例
えば電力でありますとか、ガスでありますとか鉄
道であるというような、非常に公益性の高い事業
に對しましては固定資産税の中でも課税標準の特
例等の制度がございまして、このすべてが資産
形成に——全部とは言えないけれども、私どもの
気持ちとしてはこういうことはかなりの面で、そ
ういう意味でいわば実質的な税負担が軽くて済ん
でいたという点では資産形成に寄与したことは確
かである。ただ、それがどの程度かというの
はなかなか判断が難しいというように考えておりま
す。

○志吉裕君 それは固定資産税だけじゃない。そ
の他非課税分とか、あるいは細かいことを言え
ば、電柱だ、電話ボックスの占用料だとかある
いは用地の取得や工事の便益とかいろいろこれはあ
るわけですが、まあぼくじくり返すようなことを言
っているんじゃないんで、大蔵大臣ね、この問題
のまともにもなるわけですが、ですからさうい
うふうにおれも相当寄与してきたんだという自治
体の立場があるし、その相当部分を自治体の社会資
本の整備金などとして譲渡をせよ、基金をつくれ
というのにも道理があるんでして、百歩譲って今
度その道理にこたえて、このような変形した形で
はあってもそれにとたえるんだというふう
に受けとめるとすればするほど、先ほど来主張して

いるように、金貸してやるんだから頭を下げて借
りに来い、面倒な手続をとれというふうな対応は
するべきじゃないということを繰り返して主張を
いたしておきます。

さて、当分の間、まあこれから株式売却益がど
うなるかわからぬが、これによりまして、予想で
やるんじゃないんで、確実に手元に入つた金で使
方を考えるというのが財政審の答申になつてい
るものですから、まあやっていくんでしようが、仮
にことしの例でいくとしまして、おととも議論
がありまして貸付金の総枠というふうなものはお
よそ推計できました。それで、仮にこの資金の総
枠三兆三兆三兆、五兆五兆五兆としまして。こ
の事業分野別というかあるいはA、B、Cの仕
事の分野、そういうものには配分に一定の割合のよ
うなもの、枠のようなものをあらかじめ想定して
いるんですね。

○政府委員(斎藤次郎君) 今度の貸付金のA、
B、Cタイプのそれぞれの総枠につきましては、
例えば補正予算でAタイプは八十三億とかBタイ
プ三千九百七十七億、Cタイプ五百八十億というぐ
あいには総枠を設定しておりますけれども、その
個々の事業別配分につきましては、それぞれその
ときどきの事情を勘案して決めていくということ
でございまして、特にBタイプにつきましては予
算にそれぞれ事業別の計上をいたしておりますけ
れども、面的事業の一環として一体的緊急に実施
すべき公共事業の促進を図るという見地からの事
業別配分を行つたわけでございまして。

今後の予算編成の過程におきまして、こうい
う観点から配分を各事業官庁、公共事業、地方公
共団体の要望等を聞きつつ調整をしていきたいと
考えております。一定の枠を特に定めてい
るわけではございません。

○志吉裕君 これ、ちょっと役所の内輪の変な話
だけれどもね、A、B、C、ことしは一定の比率
がある、あれを、ことしの額を比率にすれば簡単
なことですね。それで、Bの中でも、例えばこの
六十二年度補正予算で産投会計の補正内容があり

ますね、四千五百八十億、治水からずと始まつて十項目、二十項目とありますね。これに一定の指数化をすることできますね、簡単にね。この配分指数というのは今後のめどになりますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 私どもとしては、あるいは一つの参考になるかもしれないけれども、この枠にとらわれるという考えは全くございません。

○志吉裕君 そうすると、積み上げですか、枠配分ですか。

○政府委員(斎藤次郎君) Bタイプの総枠につきましては、もちろん例えば概算要求で一兆とお決めたようにいわば枠の概念がありますけれども、その配分につきましては、各省庁の事情をよく聞いて事業別積み上げという手法を用いて、枠配分の手法はとらないというぐあいに考えているわけでございます。

○志吉裕君 ことしの配分は参考にならぬということですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 参考にならないと申しますのはやや言い過ぎではないかと思ひます。ことしの事業別の配分につきましては、それぞれの事業の面的開発に伴う一体的緊急整備という観点から配分を行っているわけでございますから、全く参考にならないと言ふのは申し過ぎであらうかと思ひますけれども、ことしの補正での配分がそのまゝ来年度の当初予算の配分につながるということはないというぐあいに考えておるわけでございます。

○志吉裕君 じゃ、そう伺つておきましょう。

でも、仕事する側、各融資特別会計別の仕事をする側で見ますと、去年これぐらゐあったからことしはこれぐらゐかなと一種の想定もするでしょう。しかも大蔵省とお話をするときは大分現場で詰めてから来るわけですね。仕事の流れから言いますと、ことしはこれぐらゐありそうだからといううようなことで、ずつと下からそれこそ急ぐ仕事を考へてずつと上がつてくるでしょう。おおよそのめどというものは、ある意味では参考になるん

ですけれどもね。

○政府委員(斎藤次郎君) 確かに今度の補正予算でBタイプ三千九百七十億円については、それぞれのまゝに緊急性という観点から積み上げられてきた結果が反映されているわけでございまして、これが全く影響を及ぼさないということはないと思ひますけれども、私どももいたしましては、この法律を通していただきますれば、その法律に書いてある趣旨に即して一つ一つ事業について綿密な審査をして、できるだけ適正な事業配分をしたいというぐあいに考えておるわけでござい

○志吉裕君 細かい検証をしていないので全然手元に数字はありませんが、この治水事業資金貸付金から始まつて民間活力云々と、こゝまでありましたね、この四千五百八十億の使い方が。これは例えばそれぞれの長期プログラムを持った計画がございまして、何カ年計画とあります。あそこにあつておる事業量と資金量といひますか、それと見合つていますか、その大きさは。道路が一番あそこは背丈が大きいので、今度の配分も背丈が一番と、そういうふうに見合つていますか。

○政府委員(斎藤次郎君) もちろん、公共事業といひるのは五カ年計画がほとんどの事業にございまして、その事業実施というのも私どもの一つの予算編成の課題でござい

ただ、今回のN.T.T.の株式の売却収入の無利子貸付金のいわば配分といひるのは、法律のところにも書いてありますように、面的開発に伴う一体的、緊急的整備というこゝで配分を行つておりますので、必ずしもそういう五カ年計画の事業費といひしは事業量と見合つたものにはなつていないわけでございます。例えば下水道、公園等のいわばシェアは当初予算よりも、当初予算では一五%の配分であつたのが、補正では二〇%というぐあいにシェアを上げておりますし、必ずしもその五カ年計画の事業量、事業費に見合つたものとはなつていないわけでございます。

○志吉裕君 その点は伺つておくだけであります。

そこで、この間同僚の赤桐委員からも伺ひしたんだから詳しいことは言ひませんが、ただそのときの話で、貸付金が返還されるときに補助金に化けるわけで、別の懐から今度は補助金が出ていかなきゃいかぬですね。そのときの財政事情がどんな予測になつておるんだらうと、本当の補助金を出さねばならぬときにすつかり尾羽うち枯らした貸付金になつておつて、交付する金はないというふうになつておるのか、おかげさまで景気もよくなつて財政もよくなつて、もう大手を張つて振つて交付できる状況になつておるかわからないというまことに頼りのない返事でした。そのときの財政事情が仮に悪ければ、すなわち原資がなければ建設国債の発行で賄ふことになるでしょうと、まあそういう答弁でしたが、さあそうなつてまいりまして、この提案理由のところには建設国債を抑制するように工夫されているということになるわけで、これが次長のお答えになつたような、そのときに銭がなきや国債を出さねばならないことになりまして、今度発行する国債を後に回したという意味合いかなくなつて来ますね。そういうことなんですか。提案理由は、国債発行を抑制する工夫したというふうになつておるんですが、いろいろやりとりしているうちに、いや、なきやまた国債だといふような話になつてくると少しつじつまが合

ぬのだけども。

○政府委員(斎藤次郎君) あるいは私の言葉が足らなかつたかもしれないので、その点は申しわけないと思ひますが、私どもの基本的立場は、補助金の償還期が、今度の無利子の貸付金の償還期限が参りますのは、五年の据え置きでございまして、五年後というこゝになりますので、それから今までやつてまいりました財政改革の努力を最大限今後も傾注して、その六年目に分割の補助金の交付が必要になる時点ではなるべく建設国債を増発しないでも補助金が交付できるような財政体質にしてい

とも最大限努力をしていきたいというのが私どもの真意であるわけでござい

○志吉裕君 この項目で最後になりますが、大臣、わかりやすく言うと、N.T.T.の株が少し余剰があるの、基金から一般会計へ行つて、一般会計から産投へ行つて、産投からそれぞれの会計を通過して自治体へ行きますな、そして返つてきま

す。返つて、また産投まで返るの知りませんが、一般会計を通過して基金へ戻るわけですが、このときの財政事情が、まあ国債も出さねばならぬとか余り景気のいいときでない、財政事情もよくないという、たまたまそういう状況だつたとして、まあ。本来出稼ぎに行つてお金で国債整理基金という実家へ戻つてくるんだけれども、もう一遍出稼ぎに行つてこいやと、またぐるぐるつと回るといふことはい

○政府委員(斎藤次郎君) 例えば五年後、据え置きで六年目に償還期限が来るわけでございまして、通常のケースではそれが産投特会から一般会計を通じて国債整理基金に還流するというこ

○志吉裕君 やつぱり可能である。ぐるぐる回そうというわけでもないですか、大蔵大臣。返つてくるころあなたがいるかどうかかわからぬが、考へ方としてはどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのときの財政情勢いかん、あるいはその年の国債償還額が幾らかといったようなことがございませうけれども、償還すべき国債を償還し得るような、そういう財政状況に余裕がございませうと、これは十分に回転をさせていい金だと思っておるわけでございませう。

○志吉裕君 御理解じゃないんだ。皆さんはこういうことを言うているんだと頭の悪い私は整理をしたわけですよ。

○志吉裕君 その点は一つわかりました。ちよつと今度は法案の中身を離れて、この法案のねらいとか発想方法とかというようなものに残りの時間をお尋ねしたいと思うんですが、しばしば申し上げておきますように、国債整理基金にプールをされたNTT株の売却益に余裕があるの、金融運営に支障のないという範囲内でこれを活用しようという発想そのものに異論はありません、ただ眠らしておくよりはいいという意味でね。問題は生かした方なんですね、減税財源に回したらどうかとか、あるいは償還ルールの改善に回したらどうかとか、その他いろいろもつと本来の趣旨を生かした使い方あるじゃないかと、そういう提案があるわけですね。現実には、だけれども、大蔵省さんは、いやこの使い方が一番いいんだと、判を押したような説明をずっと繰り返しておいでになってますね。いろいろおっしゃっているんですが、書いてあることや言っていることを、私なりにこれが一番いいんだという皆さんの説明をまとめてみると、まず、おくれ、これが一つ、それから、順序は別として、内需拡大になって、ひいてはそれが国際収支の改善や問題の経済摩擦の解消にも幾らか寄与することが期待できる。三番目は、当面の国債発行の抑制にもなる。大臣、この間言ったように、何よりも使い切りじゃなくて戻ってくるところがこれはみそだ。戻ってくるんですよ。減税などのようにも消えてしまうというのとは本来の趣旨に沿わないんだ、こういうことをいろいろと言っているんですが、まだほかにありますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 大要よく御理解をいただいておられると思います。

○志吉裕君 御理解じゃないんだ。皆さんはこういうことを言うているんだと頭の悪い私は整理をしたわけですよ。

○志吉裕君 御理解じゃないんだ。皆さんはこういうことを言うているんだと頭の悪い私は整理をしたわけですよ。

○志吉裕君 御理解じゃないんだ。皆さんはこういうことを言うているんだと頭の悪い私は整理をしたわけですよ。

○志吉裕君 御理解じゃないんだ。皆さんはこういうことを言うているんだと頭の悪い私は整理をしたわけですよ。

需拡大でそういう構造上の問題が一番解決できる性質の問題でもないようです。また日本の対米黒字についても日本人みんなが、日本の産業みんなが黒字じゃないのとして、子細に見ればごく一部の自動車であるとか、あるいは家電であるとか、半導体であるとか、カメラであるとか、そういう限られたもので、何か私らと物の本で読んだところだと、対米輸出の五〇％は私が今挙げたようなそういう産業の二十社ぐらいのものだ。七五％かなんか、その辺七割以上は上位五十社ぐらいで占めているんだと。こういうふうにも言われて、またそういう国際競争力のある企業の就業人口というのは日本の一三％ぐらいでしかないんだ。日本のごく限られた一部の企業、一部の商品、一部の産業というふうなものによって対米の黒字が五百億ドル前後ですか、六百億ドル近いんですか、わかりませんが。だとすれば、日本の内需拡大とそう直接の因果関係もないと考えられるんですが、ちょっとこの辺の関係、私が言ったこと間違いかもしませんが、そちらの、何局になりますか、専門家の方ちよと説明してくれますか。

○政府委員(内海孝君) ただいま志吉委員の言われましたことにつきましてはアメリカでもいろいろ議論がありまして、一体アメリカの産業の空洞化というのはどの程度かというのは、日本からの指摘ほどアメリカ側にその実態の認識がないし、またその実態についてはちよとという議論があるところのようでございます。

例えば、最近の状況を見ますと、アメリカの製品、特に工業製品、なかなか化学製品、機械等の輸出はやはり相当ふえております。アメリカの国際収支が、最近発表になりました六月の数字が百五十七億ドルというふうに非常に悪かったわけでございますけれども、これは輸出の方はふえていますが、原油等の輸入が非常に金額で膨らんでいるとか、それからNICSからの廢物とか繊維というような軽工業品の輸入がふえているというところがありまして、アメリカの方の輸出が最近やっぱり非常にふえているのは、

今までのアメリカにとって長い間続きましたドル高というものがやはり競争力を失わせていたという面も否定できない。今志吉委員の御指摘の点は、アメリカの経済に携わっている人たちがもうみんな一生懸命探求しているところなんです、なかなか実態は我々が日本で言われるほどはつきりしてない。あるいは、輸出競争力がこういつたドル安が続くことによつて出てきたという、ある程度セクターによつてはそういう面も顕著に見られるというのも事実でございます。

○志吉裕君 前段の方はそれで局長の答弁わかりました。ちよと私後段で申し上げましたように、日本の対米黒字というのはごく限られた産業、ごく限られた企業の上位数社によつて占められているというところになりますと、地球の頭をけつべつべつのような公共事業をやつており、黒字が減りますというふうな理屈にちよともならぬわけですね。カメラが黒字つくつているときに、つるはしがそれを減らそうとつてできない話であります。というふうな考えと余り関係がないことになるわけですが、やっぱりそんな構造なんでしょう、対米の関係。

○政府委員(内海孝君) ただいまの御指摘は私はいかほどの程度において当たっていると思えます。我が国の内需拡大が直接的に日米貿易収支に与える影響というのは、これは非常に限度があると思えます。ただ、アメリカ側が言いますのは、我々の相手方がよく言いますのは、アメリカはこれから財政赤字を縮小し、貿易赤字を縮小していく過程において、やはり世界経済全体が減速するということとはこれはゆめしき問題なので、やはり黒字である日本が適正な程度において経済の規模を拡大してもらいたいというふうな形であると思えますので、直接的にこれによつてアメリカの赤字がどう減るというのを申し上げるのは必ずしも容易ではないと思えます。

産なり販売をしておる額は大体どれぐらいですか。

○政府委員(内海孝君) ただいま手元で把握しておりません。

○志吉裕君 見当つきませんかな。

○政府委員(角谷正彦君) 通商白書という通産省が出している資料がございすけれども、それによりまして、在日米企業企業の販売高というのは大体三百五十億ドル、これは石油関係を除いておりますが、というふうに推定されております。

○志吉裕君 石油を除いてね。

○政府委員(角谷正彦君) はい。

○志吉裕君 そうすると、やつぱりこれも五、六百億ぐらいありそうだとすることは、通商統計に出ませんかね、これは。出ませんね。石油を除きますからやつぱり五、六百億ぐらいになるのかな。

ともあれ大臣、余計なことを言つて恐縮ですが、こういうふうに見てみますと、この資金の活用が内需拡大、ひいては収支改善、摩擦解消というふうにつながることが期待できるという根拠はない、ふれ込みどおりのものでもないということになつちやうんじやないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはいつぞやもあるいは申し上げたかと思ひますけれども、昭和五十五年には我が国の貿易黒字は六十億ドルであつたわけでございますけれども、昭和六十年にそれが六百六十億ドルになるとこの五年間、我が国のいわゆる輸出依存体質というものがこの五年間に急に高まつた。それは石油価格が上昇いたしましたり、円が非常に安かつたりした、ドルが高かつたりした理由はございすのですけれども、いかにもこの間の我が国の経済の輸出過度の依存体質というものがきやうの問題のもとになつていと思われまふ。

したがひまして、それはちよと我が国が社会資本が乏しい国でもございすから、やはりそういうことに経済の重点を向けてまいりますと、そういうような経済体質というものがやはり直つてい

く。それは一年やそこらで直るはずはございませんで、前川報告の申しますように少なくとも数年と思ひますが、そういう努力の初めである、一環であるというふうにお考えいただけたらと思ひます。

○志吉裕君 最後の項目になるんですが、これが内需拡大になるという、私も内需拡大にならぬとは言ひません。内需と言われるものは個人消費と設備投資なんでしょう。ただ、これがさも内需拡大になるというふうな言つとところに抵抗を感じるもので、内需拡大策はもつと別にあるんですね。ぐるぐるぐる空回りしているお金の使い方を考えるべきいいわけですね。アメリカという取引するが、黒字になつたつもりでも、何も日本の輸出に返つてこない。日本人の暮らしや何にも寄与してないというふうなそういう問題、そういうお金が日本人の暮らしやそういうものに寄与するということを考える方が本当の内需拡大です。

内需というのは、どのつまりは個人ですね、国民の購買力、消費する力ということなんです。内需というのは、設備投資あるいは公共投資もそうですが、結局は購買力ということになるわけでしょう。物を買う力、物を消費する力ということになるわけでしょう。さつき前川報告の話が、ちよと出ましたけれども、前川報告を一口で言へば、日本は消費大国たれということだ。そういう物を買う力、消費する力が経済大国日本の国民にあるんだらうか。確かにマネーゲームに流れているお金はたくさんあるようだし、だから外国との取引で随分たくさん黒字をつくつていようだが、帳面だけであつて何も現ナマはない。むしろそれに匹敵するか、それ以上のお金が向こうさんの方へどんどん流れていっていることになると、膨大なお金は日本人の国民の周りを整えたり購買力を増したり暮らしを高めたりするものに使われていないという、このところをほつたらかしておいでさやかなお金が内需拡大になるという論法には私は同意しかねますね。いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 内需と申せば消費はもとより御指摘のとおりでございます。設備投資、在庫投資、住宅建設、財政の投資もそうでございませうけれども、全部内需拡大につながるわけではございません。

それで、この局面について申し上げますれば、いわゆる公共投資というのは概して民間の投資になじみにくい、それは収益がございせんから。でございますが、しかしそうかといって、全く民間の活用ができないわけではございません。そこで、財政がこういういわば施策をしまして、それによって民間のお金も技術もこへ入ってきてもらいたいというのが、例えばこのCタイプは一番そのいい例でございますけれども、そういうふうなことを考へておまして、ここからいへばいろいろな意味での先ほど申しました幾つかの内需についての動きが起つてくることを、つまり財政の担う役割というのは限られておりますけれども、しかし財政といえども、やはりこういう努力をして経済がそういうふうな動きにいくための、誘い水という言葉は余り適当ではございせんけれども、やはり一つの端緒をつくつていく必要があると考へておるわけであります。

○志古裕君 私内需というのは、とどのつまりはずつと詰めていきますと国民の購買力のことだと、いろいろな過程を経ますけれどもね。そうすると経済大綱の日本国民にはそんな力は言われていない、早い話が東京で土地は買えないんだしね。収入の三、四割はローンで使われているんだしね。購買力平価説というのがあつたけれども、それでござつと並べてみると先進国では一番びりりたるという説もあるくらいです。

ともあれ、そういう状況をもう少し考へるといふことも、それはもちろん政府の金ばかりじゃございせんけれども、貿易で稼いだ金も、マネーゲームで金融市場を駆けめぐつていく金も国民の生活レベルの向上には使われていないという事態

を解決するのが真の内需拡大策で、そういうふうな今考へると、公共的建設事情だけがすぐれた内需拡大政策でない、わずかではあつても国民の購買力にストレートにつながつておる減税で懐にお金を返すというの有力な内需拡大策であるというのが私の主張なんです、いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは異存ございせん。政府といたしまして、したがいまして減税をひとつお認めいただきたいということを国会に御提案をいたしておるわけでございます。

○志古裕君 異存がないんだつたらちよつとまたね、異存がないと言つてちよつと税金を回さぬものだからしゃばは面倒になつておるんですけれどもね。そういう主張、我々の主張には根拠があるというのを私は最後に申し上げたんです。

で、やっぱり私の主張は、政府のお金ばかりではなくて、民間のお金も含めて内需拡大という視野でとらえて物を申し上げたんです。

ちよつと新聞見たんだけれども、大蔵省も何か株だとか土地だとかその辺、マネーゲームにぐるぐる回つておる民間のお金を内需拡大に役立てられないものかというのでプロジェクトチームでもつくつて、何か新聞によると七つの構想を立てたと、大蔵省の書いた本は余り売れぬがプロジェクトの本は売れそうなのが新聞に出ていたが、ちよつと差しさわりのない範囲で何かコメントできますか。

○政府委員(角谷正彦君) 今御指摘のものは「民間活力活用プロジェクト推進のための新しいファイナンス方式について(試案)」といったものでございませう。それを御指摘だと思ひますけれども、これは大蔵省の官房審議官室とかあるいは財政金融研究所の若手の職員などが、今先生御指摘のように、非常に国の方は財政は赤字でございませうけれども、民間には極めて豊富な資金が存在している、こういった豊富な民間資金を活用いたしまして社会資本を充実するための民活プロジェクトのための何か新しいファイナンス方式が考えられ

ないかということ、いわば一つの議論のたたき台といたしまして取りまとめたものでございませう。そういった意味で、今後その試案をもとに民間の方がそれぞれ一層議論をしていただくためのたたき台として出したものでございまして、いわば大蔵省としての正式の見解というものと若干性格を異にしているわけでございます。

○志古裕君 終わります。

○及川一夫君 我が党の持ち時間は十二時十二分までということになっておりますので、その前提で御質問申し上げます。同時に、私は大蔵委員会の方は初めての体験でございますので、常任委員会とは恐らくどこでも変わりない運営であらうかと思ひますが、もし間違いのあるやり方をしたときには適切に御指摘をしていただきまして万疎漏なきようにいたしたいと思ひますので申し上げておきたいと思ひます。

私は、第一番目に伺ひたいのは、N.T.T株の売却収入を融資するということは、一体いかなる意味を持つのだろうかということ、先ほどの議論を通じてながら、同時に衆議院段階での大蔵大臣の御答弁を聞きながら実は考えさせられるのであります。つまり、地方自治体にとって公共事業とか社会資本の充実という問題はどのから手が出るほど取り組みたい問題であることは間違ひございせんし、要は財源ということになる。したがつて、建設国債の形で補助金が行つても、あるいは建設国債が現金化されて補助金という形で行つても、あるいは融資という形であつても、それは地方自治体にとっては大変いいことだし、ぜひとも早急にやつてほしいという立場に立つには間違ひないと思ひます。

ただ、融資という形をとれば返すという話が出てくるわけであつて、その返すという話が、補助金で返すんですよ、あるいは建設国債を発行して補助金という形において交付していくんですよ、そういうものが返されていくんですよということ、これはまた地方自治体にとってはうれしい話かもしれないけれども、しかし、実際に政府とい

う立場から立つてみますと、建設国債であろうが融資であろうが、どうも同じことじゃないのか、むしろ融資をするという問題を含めて地方自治体間で非常にわかりにくい。何か借金を背負つたような感じになる、地方自治体ではどこから金を返すんだ、こういう話になると個々に受けとめられるような内容があるように私は思ひてならないですね。

建設国債には利子がつく。それだつて、結局は政府が税金という形において負担をしていくことには変わりはないし、国債整理基金に本来予定を超えるようなものがあればそれを積み立てておいて金利を取つていくことになれば、ふやしていくということになれば、それだけ国債償還に返る元金がふえるはずだが、無利子で融資をするために、少なくともその金利部分は結果的には消化をしてしまふことになるわけですね。ですからそうすると、建設国債を発行して、それをもとにして例えば四千五百八十億という金をA、B、Cに基づいて配賦をするということであつても全く同じじゃないかという感じが実はするわけなんです。なぜそんなものを、政府自体がわざわざこの融資という形をとるのか。

確かに中曽根総理の発想としては、国債というものを残高であれ毎年の発行であれ縮小していこう、こういう発想が有りますからね、これに沿えば確かにこの手法は、なるほど歓迎される一つの手法かなというふうにも思ふんですけれども、実際に景気の回復とか内需拡大とか、あるいは社会資本とか公共事業の強化という問題からいへば、受け取る方はもう同じじゃないか、出す方も形を変えただけじゃないか、こんなふうな思ふんです、どうしてもしもこういふふうにならなければならぬ理由というのはい体どこにあるんでしょうか。

大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国の財政の現状は及川委員が御承知のとおり、一般会計は国債に二割という高い率で依存をしておりますし、また国債償はその一般会計のやはり二割という、財政再

建をこの五年間余りやつてまいりましたけれども、なおそのような状況でございます。したがって、本来ならば財政には余裕というものは極めて乏しいと申し上げなければなりません。たまたまその時期に社会資本の整備あるいは内需拡大という問題が内外から差し迫った問題になってまいりました。地方にも要望が多いことはたまたま及川委員が言われましたとおりで、いかにも社会資本は貧弱でございます。そのことは国外からも強く指摘をされるようになりました。すなわち財政の再建をやりながらしかし内需を拡大しなければならぬという、いわば二つの相反した命題を処理していかなければならないというのが今日の現状でございます。そういう形で、幸いにして電電関係のお方の長い間の御努力の結果、こういうものを政府としてはちょうどいいをいたしましたから、その余裕財源でその相反する二つの命題を何とか処理をしてみたいと考えてまいりましたのがこのたびの御提案でございます。

そこで、無利子であるということは、これは政府としてそれは利子が欲しくないわけではございませんけれども、ここにございますBタイプのような公共投資というのは、これは本来収益事業でございまして、ここから利子を取るというわけにはまいりません。AタイプとCタイプにつきましては、これは本来利子を払ってもやり得るような仕事であれば民間の金でやつておるはずなのでございまして、必ずしも利子を払ってはやれない、しかし無利子ならばやれるというようなタイプの仕事がございますから、そういう仕事に対して財政が援助をするということでその社会資本の整備を図っていくのではないかと、こういう発想で無利子ということにいたしましたわけでございます。

○及川一夫君 無利子の理由とか、あるいは国の財政が逼迫をしているという事態については、別に私自身、異論を挟んでいるわけではないんです。ただ、国の内外から出されている問題に対して、一つのやり方として、地方における社会資本の充実であるとか、公共事業というものを充実強

化させていこうという意味合いでとにかく財政を出勤させにやいかぬと、こういう言葉はいかぬですが、その手法として何で融資方式をとるか、回りくどい方法をとるか。どっちにしたって最後は、五年後に一般会計に余裕がなければ建設国債でも発行して補助金というものを生み出していかなくやならぬのだからと思うんですね、どっちにしても六十八年度から返せという話になるわけですから。そうすると、今建設国債を発行するか、五年後に発行するのか、こういうことでしかないじゃないか。何でも先送りになっていく。地方では、受けて立つ方は非常に回りくどい。我々国民にとつてもなかなかわかりにくい、私はこんなような気がしてならないのであります。

今ここでやるうとしていっていることが間違っているのか、問題だから取り消せとか、そういう意味合いで申し上げているのではないに、どうせやるならわかりやすい方法でやたらどうだという意味では、五年先の建設国債の発行よりも今やつたて同じじゃないか。今やれないというの、どうも形、格好だけを整えようとする、そのことに余りにもこだわった方式ではないのかと、こういうふうに出てくるといわれるもの、そこを思い切つて踏み切つて、官澤大臣は積極財政の立場に立つておられるというのなら、そういうことをこの段階でむしろ明確にされた方がいいんじゃないか。こんな思いを含めて実は申し上げているわけでは、この点、時間の関係もありまして、本来もう少し詰めてみたい気持ちがあるんですけれども、私の立場ではそういうふうな考えられまして、ぜひこれから先の、来年、再来年という問題にかかわつては考えていただきたいものだというふうな申し上げておきたいと思ひます。

さらに、苦志委員の方も御指摘になられましたけれども、とにかく無利子貸し付けということで補助金の前倒しの性格を持つていっているというふうな言われてきているんですが、要するに二十年間の返済ということになっていきますね。二十年間というになると、我々自体もどうなつてい

るか正直言つてわからないほど長い期間なんです、いざいざにしても二十年間かけて返済をするというのでは、逆な言い方をすれば補助金で返す補助金の前倒しという前提に立ちますと、二十年間この補助金というものを約束をするということにもこれはなるんじゃないか。果たしてその二十年先のことまで、補助金として交付するよといううなことが約束されて本当に履行されるのかどうか。これまでの実績から見ると補助金打ち切りということがあちこちに存在しますから、大変そういう心配というものが出てくるというふうな思ふんですけれども、二十年間というふうな設定をされた物の考え方の基本というのは、一体どこにあるのかというところをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤次郎君) この補助金の償還の期限につきましては、法律上、A、Bタイプは五年据え置き二十年間償還ということになっております。Bタイプの事業につきましては、いざいざせよ国がその時点で償還費に見合う補助金を交付した上で御返済を願うということでございます。で、国の補助金が出ません場合にはいざいざその返済もないという法律上の仕組みになっております。

具体的に私ども今検討しておりますけれども、確かに公共事業の場合、法律上二十年間で政令で定めるといふことになっておりますけれども、二十年間はやや長過ぎるのかなというところで、過去の下水道の特例償還の償還期間とかいろいろものを勘案いたしまして、五年据え置きで十年の償還というぐあいにしてはどうかと今検討している段階でございます。

いざいざせよ、償還時に国が責任を持つて償還費を補助する、そうしてそういう補助した上で御返済を願うということになりますので、私どもとしては責任を持つて償還費の補助を計上しなければならぬというぐあいに考えておるわけでございます。

○及川一夫君 お答えとしてはそういう答えしか今日の段階では出ないんですが、我々の立場

から言へば、その言葉が履行されるようにそれこそ毎年毎年確認をしていかなきゃならぬ。そうしなければ地方自治体に対して、あるいは国民に対して責任が果たせないというところに私はなつてくると思ふんですね。要は、いざいざにしても日本の経済がよくなることにあるわけですから、そういう立場からこの問題についてもぜひ内需拡大というものが目に見えて明確になるような手法、方策というものを講じていただくように、政府にもお願いをしておきたいというふうな思ふところであります。

三点としてお伺いしたいのは、売却収入の規模の問題であります。

六十二年度の予算では一株百十九万七千、その八割相当額というものを基礎にしてはじかれて一兆八千六百七十三億円という数字が出されてい

るんですが、今売却される六十二年度の百九十五万株、この売却値というののはどうなるんだいようか。百九十七万七千の八割相当で証券会社に依頼をするということになるのでしょうか。

○政府委員(足立和基君) 六十二年度、今年度売却を予定しております百九十五万株につきましては売却価格につきましては、売却実施日の前日の終り値、こういう市場によつて決められるものでございまして、私どもも今ここで幾らというところを確定的に申し上げることはできないものでございまして。

○及川一夫君 いづ証券会社に依頼をして売却が始まるんですか。何か新聞では十一月などということがぼろつと出たんですが、大蔵省はそういう御意思を持つておられるんですか。

○政府委員(足立和基君) 具体的な売却時期、売却方法等につきましては現在検討中でございます。また最終的な結論は大蔵省として持つておるわけではございません。

○及川一夫君 年内になりますか。

○政府委員(足立和基君) 遅くとも年内には実施いたしたいと考えております。

○及川一夫君 私も株の値段が大蔵省が軽々に判

断をするということができる相談じやないということはおよくわかっておられるつもりです。

ただ、株式市場で一般的にやられている手法というものがあつてありまして、これは大蔵大臣からも本会議でお答えをいただきましたが、いざにしても引け値の三割ないしは三・五割あるいは五割と、どうもこの辺が数字——そのほかに手数料というのがあるものでありますけれども、現在のNTTの株の値段は、本会議でやつておつたときには二百五十六万六千五百円ですが、もう二日後には二百六十五万、こうなつておりまして、十万近く、幾らになるかよくわかりませんが、いざにしても現状の中で、私は二百五十万という数字はこれ以下になるといふことはないんじやないかというふうな勝手に思は判断するんですが、論議の都合上、この二百五十万というものを私は前提に実はやりたいと思つておるわけです。特にこの二百五十万が値下げはないよというものは、株式の状況などを見ますと、いざにしても昨年売却した百九十五万株のうち二・五割は俗に言う証券会社あるいは生命保険、銀行、こういったところが持つてゐるわけであつて、しかもその総額も五千億を超えてゐる。これだけのものを持つておられるようですから、証券会社や銀行が損をすることをあえて傍観してゐるはずはないという勝手な想像を含めまして、どちらにしろ二百五十万以下になるなんというものは、いいか悪いかは別ですが、あり得ない。したがつて、ここではその前提で論議をしたいというふうな思ふんですが、よくありませんか。

○政府委員(足立和基君) 私ども、先ほど申しましたように、大体幾らになりそうかと一つの前提を持つてお話をするわけにはまいりませんが、先生がそういう前提で計算をされるということでは数字上可能に出てくるであらうと考えております。

○及川一夫君 ありがとうございます。そういう前提でちよつとお話を申し上げたいん

ですが、NTTの残りの株というのは政府が持つておられるわけですが、六十二年度で百九十五万株、六十三年度、六十四年度で三百九十万株、そして売却未決定というのがあるに二百六十万株ということになつてゐるはずですが、間違ひございませぬか。

○政府委員(足立和基君) 本年度百九十五万株を予定してございまして、六十三年度以降NTTの株式の売却をどうするかというところは、各年度の予算編成過程を通じて、その時点の財政状況あるいは前年度の売却実績等を勘案いたしましてこの処分限度数を考える、そして国会の御審議を経て決める。こういうことでございまして、現在では確定的に私どもが毎年度毎年度幾らずつ売るといふことを申し上げるわけにはまいりませんが、均等に六十三年度、六十四年度と処分をいたしますという先生の前提を置きますならば、そういう数字にならうかと思ひます。

○及川一夫君 これは財政制度審議会とか国有財産中央審議会でも分割ではなしに一括してという指摘もされてゐるわけですから、恐らく均等に私には出されるのであらうというふうに思ひますが、いざにしても残つてゐる持ち株というものはこのくらいある、先ほど申し上げたような数字があるということを前提にしますと、百九十五万株で六十二年度では四兆八千七百五十億という、六十三年度に売ればこれだけの売り上げになるし、六十三年度、六十四年度三百九十万株を売ると九兆七千五百億という数字になつて、合わせれば十四兆六千二百五十億と、大変な数字だといふふうな思ふのであります。そして六十五年度以降に未決定とされてゐる二百六十万株というのを見ると六兆五千億という数字がはみ出して、これを簡単に単純に足し合はせると、それこそ二十一兆一千二百五十億という大変な巨額に実はなる計算が出てくるわけであつて、

この株は、大臣も再三御指摘されてゐるようになつて、とにかく国債償還に充てよう、こういう大原則ですから、それが国債償還に充てる借金返しの

金額は六十四年度まで一体幾らなのかということをお教えをいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(足立和基君) 現在予定されております国債のネット償還額、これは六十二年度から六十四年度までの三年間のネット償還額といたしましては、約六兆六千億ぐらいの予定でございまして、しかしながら、先日にも実は御説明を申し上げたわけでもありますが、今年度の六十二年度について申し上げますと、これから売却が実施されるこの売却益、これがとりもなおさず六十三年度の基金の残高になるわけであつて、六十三年度のネット償還額をその余剰金残高からまず留保する、こういうことでございまして、NTT株のその六十二から六十四の売却収入に対応いたしますネット償還額といたしましては、一年間ずれたところの六十三年度から六十五年度の間のネット償還額を考えなければいけないのではないかと、こう考えるわけであつて、そういううまいか、六十三年度から六十五年度までのネット償還額といたしましては、約七兆円弱というふうな額になるわけであつて、

○及川一夫君 ざつとばらんな話です、二百六十万株の売却未決定という数字は、六十五年、六十六年にかかるだけの大きな数字ですから、私はこの際、昭和六十六年度まで国債償還というものは一体どのくらい必要とするのかということ、大蔵省が発行された「国債整理基金の資金繰り状況等」についての仮定計算のケースB、これでもって算定をさしていただきますと約十一兆二千億ぐらいになるというふうな計算をしてゐるところであります。したがつて、それを返すという前提に立つて先ほど試算をした二十兆から引きまゝと、いざにしても九兆円を超える数字が出てくることだけは実は間違ひないわけでありまして、政府といへども株である以上安いより高い方がいいといふことになるんでしようから、少なくとも十五兆よりも二十兆の方がいいと、こういうことだろつと思ふ。そのためにいろいろ売却時期とか売却規模とか売却方法とか、そういうものを

考えなければならぬだらうというふうに思ふわけですが、九兆とか八兆とか七兆というわけば上回る、今回は確かに四千五百八十億のA、B、Cタイプで今回融資されるというんですけれども、それが兆の単位で出てくるということになりますと、果たして公共事業とか社会資本とかそれだけに融資をするという前提に立ちますよ、使つてしまへ、活用じやない、使いこなしてしまへという今言わないことにして、政府がおつしやる活用という前提に立つても、一体それだけでいいのかどうか。

大蔵大臣も本会議では、自由民主党や政府でひとり占めする考えはありませんと、こう答えておられるので、来年、再来年、その先まで続くだけに、今回だつてまあ意見あります、例えば減税に回せないのかと。我が党の野口議員との間でかなりやりとりをされて、減税に使うというところも一つの手法。しかし、それは政治としていいか悪いが選択の問題だといふふうには大臣がお答えになつてゐる。その限りでは対立なんだ。対立だが、しかし減税に使つてはいかぬとは言へない、選択の問題として使いたくないんだと、それはプラスにならないからと、こうおつしやられてゐるわけですね。ですから私は、これだけのものについて来年、再来年というものがあつて、それから、ぜひともこの使い道というか、活用の範囲というか、そういうものについては来年に向けて野党の意見を十分聞くべきじやないか。そして有効活用、つまり大臣が先ほど答へられた外からの圧力、摩擦解消と、それから財政の立て直しという両面の矛盾をいかにして解決をしていくかという、率直な話し合いというものをやるべきではないか。そういう意味では、余り今回の法律で決められた枠というものを固定的に考えられるべきではないと、こう思ふんですが、いかがでしょうか。○国務大臣(宮澤喜一君) 二百五十万円で売れるという一種の仮定で話をすると、そういうことから御質問が始まつておるわけであつて、それが、それは私も承知をいたしております。た

だ、その二百五十万円というのが一体いつまで、これから何年先までということになりますと、これはいかに先の読みにくいこととございます。あるいはおっしゃいましたように、非常に大きな余裕財源ができるかもしれません、その逆であるかもしれない。それはそういうことになりまして、さてどうするか、その段階で考えるべきことではないかと思っております。

減税ということにつきましては、やはり減税というのは恒久施策でございますから、このNTT株の財源が相当大きなものであっても、これはやはり財産処分でございますので、しよせん一時的な収入でございます。それを減税の財源にするということは、やはり財政の立場から申すと、現在のような財政状況で申しますと問題があるというふうな私どもは考えまして、このような御提案をいたしましたわけでございます。

○及川一夫君 そのお答えでは私は納得できないわけですが、いずれにしても、来年に向けていろいろ問題と提起していただこうと思つていらっしゃるんです。つまり、大臣がおっしゃられた趣旨に立つても減税に活用してもらふ方法はないだろうかというところまで私は考えてほしいものだと思うんです。

例えば減税財源に活用する、つまり融資をするという方法だつてないとは言えないわけです。問題は、どう返すかという問題はあります。そこまで関連をさせながら減税の、つまり内需拡大につながる減税財源ということも考えたつて別に悪いことじゃないか。返せる方法、手段が全くないというなら無責任ということにはなるんですけれども、決して方法、手段がないわけじゃない。自然増収だつて、時間の関係ありますからでございせんけれども、二兆四千億とこう言われ、九・六%の伸び率があるんですから、来年度で維持できるんじゃないかという説すらある。それは何といつても、大臣が誇らしげに言われているように、六兆円補正というものがもう鍋底であつて、補正によつてさらに今度はもう上向くばかりだと、こういう

うプラス要素も含めまして九・六%の、話半分にしたつて来年だつて二兆五千億ぐらいの自然増収はあるんじゃないかと、こういうふうに見る意見もかなりあるだけに、私は自然増収でもつて、今回の減税論争の中でも全く自然増収を使わないわけじゃないわけであつて、だからそういうものを考えながら一時融資をする、利用するというようなことがあつたつて不思議ではない、こんな気持ちでいふべき点であります。ですから、今回はそういう点で以上詰めますけれども、ぜひ来年度に向けてはさまざまな観点から考えていただきたいということを申し上げておきます。

で、最後にならうかと思つておきますが、この売却収入の問題を見詰めるときに、実はNTT事業との関連というものを対して温かみのある考え、あるいは論議というものがなないのだろうかというところを思うのであります。

私は正直言つてNTTの出身で事業に携つた人間でありますから、昭和二十八年以来の合理化問題とか技術革新とか自動化、即時化、機械化、あらゆるものに実は三十五年間携つてきています。NTTの株がこれほど高いということは、やはり企業に対する信頼性の問題、人気という意味で何となく買ひあさるうというものもあるかもしれませんけれども、NTTの株というものがこれだけ維持されているというのは、ある意味ではNTTの社員の人たちにとっては大変な誇りだと思つてもいいと思うんです。ですから、そういう点ではいいんですけれども、ただ、じゃNTT事業は全く今問題がないのかというのを考えていただきたいのであります。

民間企業ですから勝手に政府が介入するわけにいかないですから、別に介入しろと言つてはいるわけじゃないんですけれども、つまり九月四日から新規参入の会社が入りますね、もう先生方の事務所にもゼロ・ゼロ・セブンというところで恐らく流れてはいます、先生方笑つておられるけれども、これは一体どういうことなんだろうか、利用する方から見ますと二本の料金がでるわけでは

よ。少なくとも〇三、〇四、〇五、〇六、この地域以外はあのゼロ・ゼロ・セブンは使えないんでありましてね、この四つの地域だけがゼロ・ゼロ・セブンというNCCという会社の専用回線、市外回線を使える。したがつて、あそこは二〇%とか二五%安くなる、こういうお話になる。逆に言えば、NTTは高いわけであつて、東京大阪間だけ、これはあまねく公平にという事業法の立場から言ふと、一体どんな意味合いを持つのだろうかということ。そして、このまま放置できるのだろうか、どうだろうか。

じゃNTTは新しい民間企業に倣つて市外回線の料金値下げしたらええやないか、こうおっしゃる人もいらっしゃるが、値下げをするということとはそれだけ収入が減るということもございますから、それをどうフォローするかということも含めて当然企業は考えなければいけませんわね。しかも、今の料金体系は、御存じのように受益者負担方式になつていない。民間企業になつたんだからコスト主義でやりますと絶対にこれは市内料金については現状のまま維持することはできない、ただし市外料金は値下げしてもいいかもしれない、こんな事態に立たされてはいるんじゃないかと思ふんです。したがつて、基本的にNTTの場合には、料金問題というものを本当の意味でいじりませんと問題の解決につながらない。しかも公共性、公益性を持つていられる地域というものをかなり抱えているわけですから、新しい会社は東京大阪間だけに市外回線を引いて、あとは全部NTTの要するに設備を使う。アクセスチャージとかそういう問題なんかを含めまして棚上げになつてい

る。これを一体どう解決していくんだらうかというものが、国民の立場からいつても大きな私は課題であらうと思ひます。そこで、郵政省の方もおいでになつていられるんですけれども、一体その辺のことについて、まず郵政省自体がどのような受けとめ方をしているのかお聞きしたいというふうに思ひます。

○説明員(松野春樹君) 今先生御指摘のように、九月四日から新電電の三社が、平均約二〇%程度安いと言われておる料金でございますけれども、電話サービスを開始いたす予定になつております。当面、いわゆる東名阪地域を営業エリアとするために、それ以外の地域におきましては、少なくとも九月四日のスタート時点におきましてはサービスを受けることができない、今御指摘をいただいたとおりであります。

私もといたしまして、一つには、今後新規事業者がそれ以外の地域にどういふふうな営業拡大していくのかという問題があるかと思ひます。それからもう一面では、民営化後のNTTでございまして、大要経営努力を積み重ねられてきております。我々もそのよろもろの努力につきまして、その努力を多としておるわけでございますが、今後その成果が全国レベルで利用者の方々にどういふふうな還元されるか、またその成果の還元というものを期待しているわけでござい

ます。この料金体系等の問題でありますけれども、私ども、先ほども先生からお触れになりましたけれども、NTTは会社法によりまして、電話につきましてもは全国あまねく公平にという責務を負つていただいております。したがつて、その経営基盤の確立及び安定につきましては、これは私どもにとりまして大きな関心事でございます。そのような観点に立ちながら、また一面、この料金体系のあるべき姿というふうなものにつきましては、これは私どもにとりまして常に心得べきことであらうかと思ひます。で、まだ具体的ないろいろな提案があるわけではございませんけれども、いずれにしましても、二年前のこの電気通信制度の改革の趣旨に沿つた形でこの問題については対処してまいりたいというふうな考えでございます。○及川一夫君 具体的に郵政省としてこれについての見解が必ずしもされてないわけですが、もう一つの側面として大臣にぜひ考えていただきたい

いなどいのは、いとされるNTTにも多額の借金があるというふうなことです。NTT移行時に四兆九千億の債務がある。今現在でも四兆六千億あるはずである。これを返していかにいかにぬ。元金返しが幾らか。僕が聞いているのは、毎年二千億返さなさいかぬ。そうしないと十年期間に全体として返せないということになるものですから、そういう努力をしている。それにかかると金利が毎年六千億ぐらいかかるということから、合わせて八千億毎年毎にずれても生み出していかないと、こういう計算になるんです。そして株価の方は、これは国民の財産だということ政府が持つていかれるわけですから、株は一切もうNTTは関係がないんですから、関係あるとすれば社員株とそれと重役である社長以下何人かが一株ないし二株持つていてというその程度で、要するに株は関係ありませんから、基本的にはNTTが上げたり下げたりをしているわけじゃないので、全然関係はありません。

したがって、政府が融資をする、そういう措置をとろうとしてもとれるわけは実はないわけですね。ですから、もう何か一生懸命やってきた、NTTは何も言っていないわけですけれども、私どもから言えばこれほどの株の売却収入があるの一言もそういった問題に触れずにおつていいのかどうか、政治には温かみがあつてもいいはずだとかういう観点でいいますと、余りにも無関心じゃないか、こういう感じがしてならないんです。大臣いかがでしょうか。

○政府委員(足立和基君) NTTが多額の債務を現在抱えておるといふことは承知をいたしておるわけでございますが、これはそのNTTの株式自体を国債整理基金特別会計に、いろいろ議論がございまして、三分の二を帰属させる、そしてそれは国債の償還に充てるんだということが国会の御審議を経まして法律改正がなされたわけでございます。

今御審議をいただいておりますのは、そういう

国債整理基金にそのNTTの株が帰属しておるわけだけれども、それを売却することによりまして、本来は国債の償還にすべて充てるべきだ、しかしそれがやはり多額になる可能性がございしますので、その余剰資金を活用するというところでございまして、あくまでも国債償還に充てるという原則を外れるわけにはまいらないのではないかと考えておるわけでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府が多額のNTTの株式を取得いたしました。その売却益によつて、ただいま御提案をいたしているようなことを考えているということにつきましては、冒頭に申し上げましたように、また先日にも本会議で申し上げましたが、長い間の電電関係の方々のこれは御努力のたまものである。その点深く敬意を表しておるところでございます。それはまあ公のことでございしますが、私情において非常にそういう気持ち強く持つております。

ただ、NTTに対してそうであるならばどういふことが公にできるかというようなことは、いろいろ法律上の問題もございまいし、行政上の問題もあるかと思ひます。所管官庁におかれて、郵政省におかれて何かお考えになつておられることがございまいし、どうでしょうか。どうでしょうか。先ほど具体的なお話はございせんでしたが、郵政省において何かお考えでもあればそれは承つてみるというところは決してやぶさかではございせん。

○及川一夫君 ありがとうございます。これで終わりますが、いずれにしても、私は企業エゴで申し上げているつもりはございせん。やはり公益性、公共性、まあね公平にということとは、いかなる企業であつても電氣通信事業をやる限り、当てはまる法律的な原則でしょうから、そういう立場に立つて、公正競争の原則をどう打ち立てていくかということがかなり問われてくるという問題意識を持つていふ立場から申し上げたつもりでございます。どうかひとつ大蔵省の方もそういう観点からも御検討いただくだうように

お願いして終わりたいと思ひます。

○委員長(村上正邦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の実施のための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○塩田啓典君 それでは、最初に経済企画庁にお尋ねをしたいと思います。今審議しておるこの法律案は、提案理由にもありますように「内需拡大の要請にこたえる」といふ、こういう内外の要請にこたえるための法案でございまして、政府としても去る五月二十九日に公共投資等の拡大及び所得税等の減税先行による緊急経済対策を発表をして、今回のこの審議の法案もその一環であるわけでありまして、その結果、我が国の経済の状況は景気も非常に拡大基調、あるいは貿易経常収支等も好転に向かつておる、このように理解をしておるわけでありまして、そのあたりの状況について経企庁としてはどのように判断をされておるかお伺ひしたいと思います。

○説明員(種谷真平君) お答えを申し上げます。ただいま御指摘のございました緊急経済対策、五月二十九日に決定をいたしました後、その財政的な裏づけとなります補正予算も先般成立を見ただけでございますので、これに基づきまして、現在各省庁、対策を鋭意実施に移してるところでございます。

この効果でございまいけれども、まだ具体的に

数字でお示しをするところまで統計的な制約もございましてできませんけれども、GNP全体に対する効果といたしまして、かた目に見まして今後一年間に二%程度の効果があるのではないかと私も試算をいたしております。そういうことでございまして、最近の経済情勢とあわせて考えますと、三・五%程度の経済成長という見通しは達成し得るのではないかと、このように考えております。

それから、貿易収支、経常収支の動向でございまして、最近ドルベースで見ましても黒字幅縮小の傾向にございまして。今回の対策によりまして内需拡大効果、あるいは十億ドルに上ります政府調達等の効果を考えますと、やはり今後一年間で経常収支に対する効果は五十ないし六十億ドルあるのではないかと、このように考えております。で、経常収支の黒字幅も今後着実に縮小していく、このように考えているところでございまして。

○塩田啓典君 経企庁は、きょうの新聞見ますと、経常黒字が昨年比べて百四十億ドルぐらひ減少するであろうと、そのように予測をしているようにありますが、これは大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひますが、こういう経常黒字がだんだん減少に向かつておると、こういうのは定着したとお考えであるのか、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) けさ私もそういう報道は読みましたのでございまして、正式のものかどうか存じません。

まあ一つは、多少石油価格の上昇が見られるという点がございまして、それから我が国の輸出入で申しますと、数量としては輸出がやや微減、大きな減ではございせんが微減、輸入がやや微増という、そういう傾向は見えてございまして、ドルに換算いたしましたときに果たしてどういふことになるのか。まあ希望といたしましては経常収支も貿易収支も縮小してほしいというところを考慮しておりますけれども、今の段階でどれほどということをおし上げられるものかどうか、ちよつと私

に定かでございます。

○堀出啓典君 次に、日銀の副総裁にお越しをいただいておりますが、新聞紙上等をずつと拝見しております。日銀といたしましては、景気は秋口から自律拡大の方向に行くんではないかと。一方、マネーサプライが三カ月二けた増である。あるいはまた、東京等においては建設資材等を中心に非常に値上がりをしており。そういう点から、やはりインフレに対する警戒を見なければならぬ。こういうような報道を受けてのわけでありますが、また現実には、これはまあ御売物指数には出ませんけれども、地価の高騰はもう御存じのとおりでありまして、私たちもインフレというものは大変心配をしておるわけでありまして、そういう点について日銀当局としてはどのように考えておられるのか、現状を把握されておられるのか、伺いたいと思います。

○参考人(三重野康君) お答え申し上げます。最近の物価動向でございますが、御売物価につきましてはやはり高の気配が見えますが、しかし総じて言えば、御売物価、消費者物価ともに幸いにまだ比較的落ち着いた推移をたどっていると思ひます。先行きにつきましては、国内の需給状況、賃金コストあるいは輸入増大の可能性も含めた供給余力があるというところから考えまして、当面こうした物価の落ちついた基調は変わらないと、こういうふうな判断をしております。

ただ、そうは申ししましても、注目すべき点が幾つかあるわけでございまして、一つは、やはり先生が今御指摘になりましたマネーサプライの増加でございます。昨年の十一月十二月、前年比M2プラスCDで申しまして八・三％でございましたものが、ここ三カ月は一・〇％台になっております。このマネーサプライがふえているということ、は、金融が十分緩んでいるということと同時に、先行き物価を押し上げるプレッシャーになるということから見て、私どもとしてはその推移に気を付けているわけであります。

それに、原油を初めとしまして非鉄、貴金属等もそうございませうけれども、一時は非常に低迷しておりました国際商品市況がこのところかなり値上がりをしてきている、これもこれから先行きについては注目していかなければならないと思ひます。

それから第三点は、これまで先生が御指摘になりましたように、住宅投資が非常に盛んであるし、またこれから公共投資もふえてくるということから、一部建築資材あるいは化学製品が値上がりをしてきておりました。ちよつと具体的に申し上げますと、棒鋼は去年暮れがトン当たり三万三千五百円であったものが今は四万六千円になっております。合板は、去年の暮れ一枚千三百円だったものが今現在千四百三十円。塩ビ管、これは去年の暮れ一キログラム当たり百八十三円だったものが今二百円と、大体一割から二、三割方上がつてきておりました。たまたまこれがすぐにはほかの物価へ波及してインフレが出てくるというふうには考えておりませんが、こういう点については引き続きよく注意してまいりたいと思つております。

もちろん、申すまでもございせんけれども、物価の安定ということが経済運営の最大の前提でございまして、私どもといたしましては現在の金融緩和基調というものを維持するという点については変更はございせんけれども、今後とも先ほど申しましたような点を含めまして、物価の動向には一層注意して慎重な政策運営をやつてまいりたいと、こういうふうな考えをしております。

○堀出啓典君 特に、今後の物価との対応において日銀としてはどう考えておられるのか、今回の法案等の内容は公共事業、公共投資の内容であります。そういう場合に非常に集中的な投資を避けるのか、あるいは今東京にすべてが集中しておる、そういう意味で東京集中を避けて、むしろ不況地域に重点を置くべきだというふうな、そういうような意見もあるわけでありますが、そういう点についてのお考えはどうでしょうか。

○参考人(三重野康君) 公共投資関係の実施に当たりましては、これは政府のいろいろ御工夫にあつたところと思ひますけれども、私どもといたしましては、先ほども申しましたように、物価の安定ということから申しますと、公共投資の執行その他についてはさつき申し上げましたような点も御勘案の上、執行に御注意いただければ大変ありがたいと、こういうふうな考えをしております。

○堀出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひます。今回の法案の内容、Aタイプ、Bタイプ、Cタイプという公共事業があるわけでありまして、特にAタイプあるいはCタイプというものは採算性というものでその工事に伴う利益からある程度償還できると、そういうことを考えますと当然これは東京とか大阪とか人口の多いところに集中しちゃうと思ふんですね。そういう意味から、今は私の住んでいる広島等は造船不況、大臣も同じ広島県であります。そういうところから全国各地にあるわけで、東京と地方とのそういう格差の増大といふものがあるという問題になってきておるわけでありまして、そのような意味で、この予算の執行に当たつてこういう点の配慮はなされているのかどうか、この点はどうかと思ふ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先般、補正予算を御審議いただきましたわけでございまして、この補正予算の執行に当たつては、いわゆる地域による前倒し、地域による傾斜配分というものをかなり配慮をいたしたつもりでございまして、殊に、もと今回のプラザ合意以来の景気より前から落ち込んでおります例えは北海道あるいは四国でございますが、そういう地域に加えていわゆる造船でございますとか、石炭は以前からでございますが、鉄鋼でございますとか、そういう企業城下町と言われるようなところの落ち込みが大きいうございまして、そういうところへ傾斜配分をいたすことを補正予算でも心がけたわけでございまして、それから、このただいま御審議いただいております

ます法案に関しましては、「地域の活性化」ということを提案理由で申し上げておるわけでございまして、これはやはりそういう意味での落ち込みの大きい地方からいろいろ地方としての面的開発でありますとか、あるいはその地方地方のいろいろプロジェクトがございまして、殊にBとCでございますが、それらについては重点を置いて施行をいたしてまいりたいと思ひます。

○堀出啓典君 それからこの際、日銀副総裁にお尋ねしたいと思ふのでございまして、昨日の新聞で、米国の有力格付機関であるムーディーズ社が日本の金融機関に対する格付を下げた、あるいはまた下げることを検討しておると、こういう報道がなされておるわけでありまして、今日日本の金融機関も自己資本比率を上げるということに秋には非常に増資をされると、そういうことになると我々もこのNTTの株価への影響もどうなるのかということを心配しておるわけでありまして、この邦銀四社の格付引き下げの決定、こういう問題をどのようにとらえておられるのか、今後の影響は心配はないのかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(三重野康君) 先生御指摘のとおり、アメリカの大手の格付機関が日本の銀行四行について格付を引き下げたという報道は私も承知いたしております。ただ、これは民間の格付機関が個別金融機関に対する格付をしたという問題と違ひまして、その影響等につきましてはあれこれ私から申し上げるのは余り適当ではないと思ひますが、一般論として申し上げますと、これまで先生御案内のとおりでございまして、金融のいわゆる自由化、国際化というものが急速に進展してまいりました中で、金融機関を取り巻く経営環境というのは非常に大きく変化をしておる。その間にあつてもちろんいわゆる収益機会がふえてきているわけでございますが、それと同時にさまざまなリスクが多くなつて、それにさらされる危険もまた高まつてきているわけであります。

個々の金融機関といたしましては、そういう

環境変化に十分対応できるような経営力を強化する、そういったことが必要になってくるわけでありまして、もちろん日本側の銀行もそれに努力はいたしておりますが、私ども中央銀行といたしましてもその方向で個別金融機関を指導してまいりたいと、こういうふうな考えております。

○堀出啓典君 それから、次に大蔵省にお尋ねをいたしますが、今公共事業の執行におきまして土地の取得費というものが非常に大きな問題になっております。いわゆる地価の高騰が国民生活にも非常に影響を及ぼし、また公共事業の執行の上においても大きな問題になっておるわけでありまして、この地価対策と今回の補正措置との調整について大蔵省としてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○政府委員(斎藤次郎君) 今回の補正予算におきます公共事業の追加に当たりましては、その内需拡大効果を最大限に発揮させるというねらいもありまして、原則として用地費への充当は行わないということにいたしておるわけでございます。したがって、地価への直接の影響は比較的少ないのではないかと、うまいに考えておるわけです。

また今後、今度の貸付制度を初めとして、公共施設整備を進める際は、高地価地域におきましてはいろいろな地価対策は検討されているわけでございまして、公共事業の執行面でもいろいろ工夫をいたしまして、例えば公共用地の活用とか、下水道が典型的な例でございますけれども、地下の利用というのを図るよう、執行官庁で十分協議してなるべく影響が少ないように取り運んでいきたいというぐあいに考えているわけでございます。

○堀出啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねしたいと思いますが、地価の問題につきましては新行革審の土地対策検討委員会というこれから議論が進められ、やはり土地の私権制限というものの利用については制限をすべきだ、こういうような議論もあるわけですが、確かに今土地が投機

の対象になっておるといことは非常に我々も残念に思うわけです。

そういう点からいえば、例えば坪一億円で買った人はやはりそれ相応の固定資産税なり保有税を払えと、こういうような意見も非常にあるわけでありまして、しかし一方、そこにずっと住んでいられる人は周りの地価が上がったために固定資産税が非常に上がって困ると、そういう東京都を中心固定資産税を据え置くという運動も非常に大きいわけで、そのあたり両者の意見は反するわけですね。また一方、地価を勝手に上げさせないよう法律で規制をしるという、こういうような意見もあるわけですが、私はやっぱり法律で規制をしてもこの需要と供給の関係、あるいはまたそういう点から法律で地価を下げるとか、そういうようなことは限界があるんじゃないか。そうすると、やはり税制というものが自由経済の中において地価を安定させるためには税制のあり方というものが非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですね。そういう点について大蔵大臣はどのように考えておられるのか、これをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題につきましては、御指摘のように、新行革審におきまして取り上げていただくことになっておるのでございまして、税制の面で申しますと、私どもはやはり税制も大事でございますが、それは一つの補助的な意味で地価の安定に貢献をするという、そういう性格のものではないかと存じております。

私の直接の所管で申しますと、例えばこのたび短期の譲渡所得に対しては重課をすべきものだというところで御提案を申し上げておるわけでございまして、またこれは税制ではございませぬけれども、金融面では、金融機関に対してかねて通達しておりましたが、事態が非常に深刻になってまいりましたので、具体的に金融機関を大蔵省に招致いたしまして特別ヒアリングのようなことをいたしております。これはヒアリングではござい

ますが、ある意味で自衛を求める警告的な意味も持つておりますので、それなりの効果を上げつ

つあるように存じます。

なお、固定資産税、特別保有税、これは自治大臣の御所管ではございますが、やはり現実には譲渡という事実があつても所得が発生いたしてございせん、保有税的なものはやはり担税力にはい

ば限りがあり、現実には生じない所得に対してかけるといふわけにまいりませんので、保有税的なものにはやはり一つの限界があるのではないかと、これは私自身の所管ではございませぬけれども、そういう考えを持っております。

総じて、しかし税制も補完的ではございませぬけれども、やはりこの問題についてできるだけのこととして高騰を防止しなければならぬと考えております。

○堀出啓典君 自治省の方にお尋ねしますけれども、今の都市周辺の地価の高騰により固定資産税の負担増をもつと減らしてもらいたい、こういうような運動もあるわけですが、そういう問題について自治省としては今のようなスタンスで検討されておられるのか、それをお伺いをして

○説明員(佐野徹治君) 固定資産税の評価がえに

性格を踏まえて、負担の急増を緩和するためならかな増加となるような配慮が必要である。」とされておるところでございまして、私どもこの趣旨を踏まえまして検討してまいりたいと考えておるところでござい

○堀出啓典君 それから次に、これは午前中もいろいろ議論のあつたところでございまして、特にBタイプについては一昨日も大蔵大臣はいろいろな例を挙げられて十年間毎年、十年かけてやつたものをまとめてやることでできると、こういう点でBタイプの事業についてのメリットを説明をされたわけですが、これをいわゆる建設国債を発行してやる。そういう場合のその違いはどこにあるかと言へば、結局建設国債を発行すれば建設国債の発行金額が多くなるので、この方法でやれば建設国債の発行を抑えることができる。そういう御答弁だつたと思うんですが、しかしそれはもう見せかけだけの違いであつて、私はむしろ国債発行をありのまま国民の皆さんにも、また諸外国からも見えやすいようにやっぱり単純化していかなければいかぬのじゃないか。

今まで政府のいろいろやりくりを今日見てまいりますと、例えば厚生年金の国庫負担金の繰り入れの特例とか、あるいは住宅金融公庫補給金の一部繰り延べ、あるいは国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化、あるいは国債整理基金特別会計への繰り入れ停止もそういうことになるわけですが、そういう見せかけの国債発行を少なくするそういうやり方は私はいかがなものか、非常にわかりにくいと思うんですね。そういう点のようにお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 堀出委員もよく御存じ

いたしておりますように、我が国の財政はごらんのような現状で、財政再建のまだ途上でござい

却益の活用は、その矛盾した二つの命題をとまかく幸いにしてNTTの売却益が大きく出ますので、これをもってその処理をさせていたいただきたいとこう考えたわけでございます。

そこで、塩田委員のお尋ねは、むしろこの際、建設国債を入り用なものならば出した方が正直ではないかという、国民を迷わさないのではないかといいお尋ねでございますが、幸いにしてこのようないわば余剰金と申しますが、幸いにしてこので、これを使うことによりまして、少なくとも今発行いたしますならばそれだけの金利負担を生ずるわけでございますから、それをしないで済むというメリットが現実にごさいます、Bタイプの場合、将来いずれかの時期に補助金でこれを償還いたしますと、そのときにあるいはそれに必要な建設国債というものが発行されるかもしれない。しかしそれはあるいはそうでないかもしれない。私どもとしては財政再建の目標を持っておりまして、将来になりまして、それだけの補助金相当額を建設国債に頼らずに支出し得るという望みは決してないわけではないと考えておりますので、いわば現在の金利負担というものを背負わないで済むということ、並びに将来これは財政がもう少し正常化したとすると建設国債によらずに支弁をすることができるともいえない。

そういう二つのメリットを考慮しておりまして、これはいわば国民の目をごまかすために何か一つの便法をとったというものではないというふうな私どもは考えるわけでございます。

○塩田啓典君 結果的には、そういう国債発行の見せかけの金額が非常に少なくなる、それ以外は余り違いはないと、このように理解をしていいわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 少なくとも現実に金利負担というものがあらないはもう明白でございます。将来その建設国債もあるいは発行しないので済むかもしれない。片方の社会資本の充実、内需拡大が急ぎますだけに、やはりそれを早くやつてしまいたいということをごさいます。

けでございます。○塩田啓典君 私、そういう点、大蔵大臣の意見とは一致をしないわけでありまして、

そこで、こういうAタイプ、Bタイプ、Cタイプの公共事業があるわけですが、これをこの工事にこれを適用するかどうか、これは非常に大きな問題だと思ふんですね。今までの当委員会においては、一体どの工事についてのこれを適用するのか、そういう点については建設省等からもこれは予算が決まるまでは発表できないというお話でしたけれども、これは発表はしなくてもそれはいいと思ふんですね。ただ、本当にこの法案の目的を達成できるような箇所これを実施をしていかなければいけないんじゃないかと私は思ふんですね。そういふ点、大蔵省とどういふように考えておられるのか。それで、どういふところに適用されるかというその基準というのはいかにしてお考えですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 今回の法律案に基づく無利子貸し付けには三つのタイプがあるわけでございます。

Aタイプは、いわば従来にならぬ制度でございます。公共事業の分野に無利子の貸し付けを行って、その公共事業が行われた事業、ないしはそれに密接に関連する事業から上がる収益で元本部分を返していただくという意味で従来にならぬ制度であるわけですが、これは具体的に申し上げますと、工業団地の造成等の開発プロジェクトがございまして、それと一体的に整備されるインフラエンジニア、連絡道路というものを整備して、これに要する費用に充てるというふうなものを考えているわけでございます。

それから、Bタイプのいわゆる補助金型と申しまして、収益性のない公共事業につきましては、これは収益が出ない、それから将来の償還費は国からの補助金で手当てをするということからいいますと、従来型の公共事業と経費の性格からいいますと、変わりはないわけですが、これにつきましても面的な開発事業等の一環として一体

的緊急に実施することが必要な公共施設整備というところで、いわば面的開発に伴って必要になるいろいろな公共施設につきまして、これを重点的に投入していくというふうなことを考えているわけでございます。

それからCタイプは、日本開発銀行等を通ずる無利子貸し付けで民生活業等を推進するために行うわけでございますけれども、これは地方公共団体が出資する第三セクターが行う民生活法対象の研究開発施設、国際会議場とか国際見本市場などの施設を整備する事業というふうなものに重点的に貸し付けを行うというぐあいに考えておるわけでございます。

○塩田啓典君 時間もございせんが、ひとつこの事業の執行に当たっては、本当に公平に、また効果のあるところに適用されると、いやしくも利権につながると思われるようなことのないように、こういう点を強く要望しておきたいと思ふいます。

それから、この制度は、提案理由の説明等を拝見しますと、「当分の間」とあるわけですが、私はやはり経済の動きは余りむらがあつてはいけな、ある程度なだらかに長期的展望に立つてやっていかなければいけないと思ふのであります。この「当分の間」というのは一体何年であるのか。

それから同時に、NTTのこの売却益等においても、株価の低下の場合、特にきょう午前中もお話がありましたように、第二電電の進出に伴うNTTへの影響、あるいはまた資本市場におけるいわゆる金融機関等の動向等を考慮して、NTTの株価に対する変動要因も非常に多いと思ふんですね。そういう点についてはどういふようにお考えでございますでしょうか、これをお伺いをいたします。

○政府委員(斎藤次郎君) 「当分の間」と法律に書きました趣旨は、法律的に申し上げますと、第六条の「繰入規定」がございまして、それに申し上げます「当分の間」というのは、このNTTの活用方策はNTT株の売却収入がなくなりまして、あるいはその活用の財源がなくなりましてできませんものから、そういう意味で「当分の間」ということを規定で申しておるわけでございますが、その他の規定に言う「当分の間」というのは、最終の償還金が国債整理基金に繰り戻されて国債の償還に充てられるまでの間という意味で「当分の間」という置き方をしているわけ、その意味が法律的には違ひありません。私も、私もとしましては、今後のNTT株の売却状況あるいは今後の国民生活に緊要な社会資本の整備の状況というふうなものを勘案して、その活用をできるだけ円滑に行つていきたいと考えているわけですが、それが具体的にその「当分の間」というのがいつになるかというの、やはり売却収入の状況、そのときの経済状況、社会資本整備の状況等を勘案して決めていくということ、現在何年度までというのを明確には申し上げられないというところを御理解いただきたいと思ふいます。

○塩田啓典君 そうすると、ことは四百五十億十億円で、六十三年度は一兆数千億円で、まだ概算の段階ですがそのように言われておるわけですが、これは大体六十三年度、六十四年度以降、金額的にはどうかということもこれは全然決まっていな、そういうことですね。

○政府委員(斎藤次郎君) 今回の補正におきまして四百五十億円の計上をいたしましたわけでございます。それから、来年度の概算要求基準におきまして総額一兆三千億の要求枠が決まったことも事実でございます。

ただ、これが具体的に六十三年度以降どういふぐあいになるかというの、まだこれから予算編成の過程で決めていくこととございまして、六十四年度以降につきましては、まだ現在そういう意味で活用枠については全く白紙という状況でございます。

○塩田啓典君 私は、非常に行き当たりばったりと言えども、大げさかもしれませんが、それだけでも、非常にそういうような感じがいたします。したがって、これはNTTの株が全部今予定されてい

るのを売却してしまえば、もうこの制度はストップする、あとは返済基金があるからその分は残るにしても、その貸し付けの方はもうストップする、そのように理解していいわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはこれからの問題なんでございませうけれども、N T Tの株式がそこそこ値段で売れるといたしますと、今朝も御質問がございましてけれども、かなりの金額でございませう。償還予定の国債額を差し引き、そして国債整理基金の余裕金を見ましてもその間にかなりの余裕が出るように感じられますが、他方で毎年の、来年で申しますと一兆三千億でございませうけれども、このうちBタイプの支出を一兆円予定しておりますから、これは一般会計の公共事業費のほぼ二割でございませうが、したがって、金があるからといってそうむやみに毎年毎年使えるものでもないし、また使つていいものでないかもしれないという意味は、かなり先へ繰り延ばして使えるのではないかと感じを持っております。

そうしてありますうちに、これはだんだん回収金が入つてまいりますと、その際に国債償還がどういう状況になつておるかにもよりますけれども、あるいはまた、それが回転するということも、十分考慮すること、有用である限りは、私はほかの事情が許せばそういうふうにしてかなり長く働いてくれるのではないかとこのように思っております。将来の見通しはいかんではございませう。

○塩田啓典君 もう最後に、この提案理由には「国債の償還等国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が、同基金に蓄積される」と、そういうことでこれを活用する。しかし、今日までの累積しております国債の利払い、さらには償還ということは、毎年の政府の収支試算から見ても六十五年赤字国債脱却という政府の掲げた目標を実施するにも大変なこれは調整額が必要なのでありまして、そういう点考えれば、私はこういうN T Tの売却益というものが本当に長年の関係者の努力によつて生まれた国民の財産でありまして、そういうものをやはり大事に使つていか

なければいけないのではないかと。そういう意味で、いささかこの現下の我が国の置かれた財政事情の厳しさということ、何か一時ちよつとN T Tの株が余裕資金ができたからといってやつぱり国債償還の大変なことを忘れてはいけません。これは、私は、まあそういう気がいたします。これは我々よりも関係当局の大蔵大臣の方がはるかに認識はされていられると思うのでございませう、そういうような気がいたします。

そういう意味で、財政の節度については、これは余り超緊縮ということはどうかと思ひますけれども、その節度はひとつ保ちながら運営をしていただきたい、これを要望しておきます。

それと、この利払い費、もう毎月の国債の利払い費というものは大変な額になつておるわけでありまして、そういう点から考えて、普通の民間の企業等においてはこの借入金の金利を安くするためにいろいろ借りかえをしたりそういうような努力をされておるわけですが、私はもっとやはり国においてもこの国債のより安い利子の金を活用できるように、前々から、高金利のときには短期の国債を、低金利のときには長期の国債の発行をもつと弾力的にやつてそういう利子負担が少なくなるように努力をし、こういう意見もあるわけですが、この点について大臣のお考えをお聞きして終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはまことにごもつともな御指摘であると存じます。

最近、できるだけ金利の安いときには長い国債をと考えまして、そういうこともいたしております。国も国民の負担になる国債でございませうので、金利情勢に合わせてやはり工夫をしなければならぬ、また現実にはそういうことをいたし始めております。

○多田省吾君 私は最初に、本二法案に関連いたしまして、大蔵省が大臣の指示で今年の八月六日に、「民間活力活用プロジェクト推進のための新しいファイナンス方式について」という試案を発表されておりますが、この一の「はじめに」は、

「内需拡大に対する内外の要請は強く、社会資本充実による経済の拡大が望まれている。」これに對して、どうこの民間活力活用プロジェクトを推進していくのかというのが出ておまして、それから二番目に、「N T T株売却益の活用」これは開銀等を通じて無利子融資をするものである、この意義が述べられて、三番目に、「新しいファイナンス方式」として七つの構想が述べられておるわけ

でございませう。その一として「レベニュー・ボンド」、「第三セクター等が、収益事業化が可能な大型プロジェクトを行うに際し、そのプロジェクトの事業から生ずる収益を元利金支払いの原資として発行する債券のこと」だと、このような解説もございませう。また、第二といたしましては「民活プロジェクト・ファイナンスのための銀行の転換社債の発行」という内容もございませう。

こういった試案がつくられておられますが、大変関心をおられる、たくさん問い合わせも出ておる、こういうことが報ぜられておられます。これはしかし、大蔵省の見解ではないと、議論のたたき台を提供したものであるというように解説も行われておるようではございませう、これはどのような内容でどういう立場でつくられたものか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 今、多田委員御指摘のように、プロジェクトチームのこの試案につきましては、大蔵省大臣官房の審議官室あるいは財政金融研究所の研究部の若手職員がこの試案をつくつたわけではございませうが、この問題、確かに今御指摘のように、非常に民間には豊富な資金がある、この民間資金を利用しながら社会資本の整備、特に民活プロジェクトを円滑に推進できる、そのための新しいファイナンスの方式が考えられないかということをお尋ねしております。そういった意味で、これは大蔵省の、今も御指摘のように、正式の見解というよりは、そういったことの勉強を公表することによりまして、具体的なファイナンス方式につきまして今後民間各界各層がいろいろ勉強していただく議論をしていただく、そのための一つのたたき台、こういった性格を持つてい

るものでございませう。

その中身につきましては、今先生から御指摘がございまして、七つの方式が一応具体的に勉強課題として挙げられておるわけではございませう、これは先ほどお話をいたしましたように、一つはレベニュー・ボンド、二番目は民活プロジェクト・ファイナンスのための銀行の転換社債の発行、三番目には収益還元型借地方式、四番目にはいわゆるコンパニオン・モーゲージといひますか、持ち分の転換貸し付け、五番目には土地信託の活用、六番目には、ちよつと名前はあれですが、社会資本の開発総合信託といったもの、七番目には分離型フロント債、いわゆる新株引受権付きの社債の発行、こういった七つの方式につきま

して一つの研究の勉強の成果というものを公表している、こういったことでございませう。

○多田省吾君 その七つの方式がいずれも法律改正は必要としないと、そして民間がこれをやろうとする場合には、大蔵省との調整をいただくわけ

で済むのではないかとこのようにございませう、こういう方式をやりたいという場合は大蔵省はすぐ相談に乗つて認可する、こういう立場でございませう。

○政府委員(角谷正彦君) 今申し上げました試案の性格あるいは民間活力開発のためのプロジェクトのファイナンスの方式という問題の性格からいひまして、こういったものはまず民間側でいろいろ議論を深めていただきまして、これが具体的にファイジブルかどうか、果たして関係者の間で調整がつくような性格のものであるかどうか、そういったことを具体的にまず民間サイドで煮詰めな

くちやならぬといったことが前提でございませうが、そういった状況を踏まえながら行政当局としても検討していくことになるんじゃないかと、このように考えております。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、

大蔵大臣はかねてから国民資産倍増論というものを、国民資産倍増計画ですか、おっしゃられておりますけれども、この七つの方式が大蔵大臣のおっしゃる国民資産倍増計画とも関連しているのではないかと、このように受けとられておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この今御審議いただいております電電関連のこういう仕組みを、実は事務当局に何か考えられないかと申して私が申しましたのは昨年の暮れでございますが、これは社会資本充実のためにいわば国の金を活用するということがあつたわけでございますが、同時に社会資本は何も財政だけでなく、あるものについては民間の資本、民間の力を借りてもできるものが社会資本の中には少なからずあると、こう思いました。そういう見地から大蔵省の有志の諸君に何かの形で民間資金を活用して社会資本を充実する方法はないだろうか、現に民間である程度やっておりますけれども、余りたくさんは行われておりませんから、法律を変えようとなれば時間もかかることとございますが、今の法律の中で外国のこともいろいろ研究してみたり、諸君も知恵を出していろいろやる方法があるんじゃないかと、いよいよ宿題を出しまして、この諸君が考えてまいりましたのが今政府委員が御説明をいたしましたような七つの例示であつたわけでございます。

これは研究の過程の中で当然その民間のその方の人たちの意見も徴したりは当然いたしておりますが、それは全部いわず非公式と申しませうか、いわばアドバイスを求めたというようなことで、公式のことではございませんから、このたびこういうことをいわば発表しましたのは、いかがでしょう、これを民間の方々がごらんになつてなるほどおもしろい、やれると思われるならひとつ御検討されてはどうでしょうかと、役所としては法律を改正する必要もないし、いわんや法律に触れるものでもないということを考えておりますが、民間はどう考えかというところで、いろいろ

現実にはややつてみようかというようなことが出てまいりましたら、必要なアドバイスはこちらでもし入り用ならいたしますし、前向きに民間の方に取り上げていただければ民間資本が社会資本の充実にいろいろ役を買ってくれるのに役立つのではないかと申しておるわけでございます。

○多田省吾君 宮澤大蔵大臣が国民資産倍増計画という私案をお持ちと聞いておりますけれども、資産のある人がますますその資産を多くする、充実させるということもありましようけれども、資産のない人がいかにしてこの資産を持ち得ようになるのか、これも国民的に大事だと思ひますが、大臣のおっしゃるその計画というものは、余り時間をとつていただいては困りますけれども、簡明にお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国民資産、どうも適当な言葉がなかなか見つかりませんで、よくインフラストラクチャーなんというのを申しますが、そういう意味では社会資本及び住宅というふうな、住宅はしばしば個人が持つておりますから、個人の持つておりますものが多うございしますから、これを社会資本というのにはちよつと、そうであるものもあり、そうでないものもあるという感じがいたしまして、なかなか両方ひくくめていい言葉がございせんが、申しますと社会資本と住宅ということで、それを倍増と申しました意味は、名目的に土地の価値が二倍になつてしまつたとかいうようなことを申そうとしたのではございせん。例えば下水道の普及率が今三六%でございしますと、これをやつぱり何年かのうちには七、八〇%にはしなければならぬではないか、あるいは公園の面積がこれこれであればこうと。そういうようなことを実は主体に、住宅はまた住宅がございしますけれども、そういうふうな考えておるわけでございます。

○多田省吾君 もう一つ関連してお尋ねしておきたいのですが、前に大平元総理が田園都市国家構想というものを打ち上げられたことがございまして、本会議等でもたびたびおっしゃったことがござい

ました。代々の総理がこういつた構想を打ち上げられることは結構でございますけれども、宮澤大蔵大臣としては、この十年ほど前に大平元総理がおっしゃった内容についてどのようなお考えをお持ちでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国は輸出が大事だといふことで、戦後専らそれを心がけて、三十年余りたつた段階で大平総理が考えられましたことは、それも大体もういいところまでいつてゐるのや、やはり生活環境といふものが大事ではないか、殊に東京にばかりいろいろものが集中するといふことはやはりそれなりの弊害もあるといふことから、いわば各地域において田園都市とも言うべき職場の環境、住居の環境、それをつくり上げようといふ発想であつたと思ひます。それはいわば今日でも国民が望ましいと考へておる、あるいは四全総でもそういうことを考へておると思ひますが、そういう構想につながるものであらうと思つております。

○多田省吾君 法案に入りましてお尋ねいたしますが、六月二十二日の財政制度審議会における「六十二年度補正予算の編成についての報告」の中に「このように蓄積された資金について、その本来の趣旨に則し、特例公債を中心として現行の償還ルールを上回る償還を行い国債残高の減少に努めることが考へられる一方」と、このように一応原則は述べているわけでございします。私は、財政体質を強化するためには今政府がやつておられる赤字国債の体質を早くなくそうといふこと、それからもう一つは、やはり今の国債残高が今年度末に百五十三兆円にも及ぼうといふときでございしますので、国債残高を少しでも減らしていかう、これは利払い等を考へるとどうしても大事でございします。その二つがやはり財政体質を強化する方向であらう、このように思ひますし、このたびのNTT株売却の収益につきましても、第一義的にはやはり現行の償還ルールを上回る償還を行つて国債残高の減少に努めるということがこれは原則であらうと思ひます。

私は、五十九年のあの借りかえの制度発足のときも大変残念に思つたわけでございしますが、その附帯決議等にもありますように、少しでもやはり国債残高の減少に努める、こういう姿勢、またそういう行動が大事ではないか、こう思ふのでございしますが、いかがでございますか。

○政府委員(足立和基君) 財政審の答申にもございしますように、確かにNTTの売却益が国債整理基金にたまる、それを財政再建の見地から特例公債の償還に充てるというののも一つの考え方でございますけれども、現在の財政状況あるいは現在の経済情勢、こういうものを総合勘案いたしまして、国債整理基金にございします当面国債の償還に要する資金を上回る資金といふものを社会資本の充実、こういったものに役立てるために無利子貸付制度を設けて行ふ。そう考へたわけでございまして、大臣からも御答弁いただいておりますように、財政再建とそれからまた現在のその内需拡大の要請といふものを総合勘案の上、ぎりぎりの選択を行つたわけであります。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま理財局長が答へいたしましたように私も考へております。○多田省吾君 大臣は、もう財政体質が非常に弱くなつてゐるこの現状におきまして、赤字国債をなるべく早くなくす、こういう方向も大事であるけれども、国債残高の減少に努めなければならぬといふことも私は非常に大事である、このように思ひますが、この点いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのように考へております。○多田省吾君 今お答えのように、このような社会情勢、経済情勢のいかんでは、社会資本の充実のために、また内需拡大のために、どうしてもやむを得ずこの「円滑な運営に当面要する資金」を上回る国債整理基金に回つたところの資金を活用すると、こういうことでございしますけれども、これは確かにそういう方向も考へられようとは思ひますけれども、私は、第一義的にはやつぱり本来の趣旨に即して国債残高の減少に努めることが大

事であり、少しでもやっばりそういうことをやってほしかった。もう一つは、やはりこういったA、B、Cタイプの事業、無利子融資、これも全然わからぬというところではありませぬけれども、どうしてもやっばり地域的に偏る、あるいは内容的に偏るという面もございます。それよりも、この国民共有の財産を活用するためには、野党が言っているように、所得税減税の財源として活用することは、国民として反対はしないだろうと私は思います。そういう意味で、それがなされなかつたということについては大変残念に思うわけでございします。

このNTT株の売却益の幾らかを所得税減税の財源とするならば、野党の主張する所得税減税二兆円、あるいはそれに近づく減税というものが私は達成できたものと、このように思います。ですから、どうしてもそれができなかったという理由、まあいろいろ今までもおっしゃってありますけれども、どうしても納得できない。国民共有の財産を活用するという面からいえば最もふさわしい活用の仕方である。まあ三年とか四年とかしか活用できないとおっしゃるかも知れませぬけれども、私はそれまでには与野党一致して所得税減税の本来のあり方というものがきちっと私は確立できるのではないかと、このようにも思います。

で、今それができないということ、どうしても所得税減税の財源には回せないとお考えのようでございますけれども、もう一度この辺の納得のいく御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 減税というものが国民にとつては非常に望ましいことであり、また今の我が国の状況からして大事なことであり、また今の私は私も全く異存がございませぬけれども、やはり減税というのは、戻し税のようなものでございませぬ限りは、恒久的なものでございます。そういったしますと、財政の見地からいえばやはりそれは恒久財源というものが望ましい。NTTの金はかなりこれから一年だけでなくなつてまいるのでございませぬけれども、しよせんこれは財産処

分でございますから恒久財源とは申しにくい、そういうことは本来好ましいことではなくて、減税は減税なりの恒久財源を探すべきではないか。

それから、減税に充ててしまふと、それはいわば使われてしまふわけでございしますから、国債償還にと両方のことはできない。この場合、いわば活用することによって二つの機能を果たしてもらいたい、こう考えたわけでございします。

○多田省吾君 Aタイプ、Cタイプについて最初にお尋ねしたのでございしますが、Aタイプで言えば、もう既に建設省から道路整備に八十億円、公園等に三億円という要求が出ています。このままでは、御説明の中でも地方道路公社が公園と有料地下駐車場を一体的に整備する場合なんかは将来その事業の利益で借入金返済できるんだと、こういうことでそういう方向に使用となさつて八十三億円ということをお聞きしております。

また、Cタイプは五百八十億円の民活事業ですが、これも郵政省でございしますが、六十二年度補正の要求といたしましてテレビピア事業に二百五十億一千万、あるいは民活施設整備事業に八十億六千万、こういった要求が出ています。これはいろいろお聞きしますと、幕張メッセとか、関西文化学術研究都市なんかあるいは国際見本市なんかの第三セクター方式の開発事業を支援するんだと、そして運営収入から返済していくんだと、こういうことをお聞きしておりますが、具体的にどうと詳しくどういう内容であるか、さらにお聞きしたいと思います。

○政府委員(斎藤次郎君) Cタイプの貸し付けは、今先生御指摘のように、経済社会の基盤の充実に資する施設を整備する民活事業のうち地域の活性化に資するもので、公共性の高い施設を第三セクターが整備する事業というのを対象にしているわけでございします。今度補正でお認めいただきました五百八十億円の金額については、まだ具体的な融資額等が決定されたわけではございませぬ。今後開銀等の審査を通じて決定されていくわけ

でございします。今御指摘のテレビピア事業と申しますのは、ケーブルテレビジョンとかビデオテクス等の先端的な通信施設をモデル都市に集中的に導入することによりまして、地域の情報化を促進しようというもので、全国に六十三のモデル地域が指定されておるわけでございします。

幕張メッセというのは、千葉の幕張新都心の中心的なプロジェクトといたしまして、国際水準の大規模展示場というものを中心にしまして、会場とか各種のサービス施設等を一体的に整備して国際的交流ゾーンの形成を目指すということで民活法の対象事業になっておるわけでございします。

それから、関西文化学術研究都市は、京阪奈の丘陵におきまして国際的、学際的な文化学術研究機能の拠点づくりを目指しまして、文化学術研究交流施設等の整備を行うものでございまして、これにつきましては、関西文化学術研究都市建設促進法というものの対象事業ということになっております。

で、御説明しましたように、具体的な貸し付けは、日本開発銀行の個別の審査貸し付けを通じて、今後内容が決まってくるということになっておりまして、現段階で特段の事業区分とか、事業ごとの融資額はまだ定まっていないうわけでございします。法律が成立いたしました段階で鋭意そういう審査が行われるということになっておるわけでございします。

○多田省吾君 Aタイプ、特にCタイプ等におきまして、もし思ふような収益が得られないと、ですから返済できないというときにはどうなさるんですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 私どもは今回のAタイプ、Cタイプの事業はいわば収益性を前提としておりますので、御指摘のような回収不能という事態は生じないと考えているわけでございしますけれども、いずれにいたしましても具体的な貸し付けに際しましては、先ほど御説明しました

ように、日本開発銀行等によるいわば専門家の審査がございしますので、適切な償還条件等が定められるものというぐあいに考えておるわけでございします。

なお、こういう無利子の貸し付けにつきまして、別途債権管理法という法律がございまして、その法律に基づく管理が行われるわけでございまして、必要に応じて債権の保全措置、強制履行の請求という道も残されているわけでございします。

いずれにいたしましても、国民共有の貴重な財源でありますから、債権管理等については関係省庁と、あるいは関係機関等を通じて私どもも万全を期してまいりたいというぐあいに考えておるわけでございします。

○多田省吾君 今はっきりした御答弁得られないで残念でございします。

A、B、Cタイプともにこれは返済期限が到来してまいります。国債整理基金に返済された資金というのは本則どおり国債償還に充当されていくのか、それともこの返済資金を再び公共事業等に貸し付けてまいるのか、その辺はどう考えておりますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 償還期限が参りますと、産投特会にその無償の貸付資金が返済されてくるわけでございします。これを再び貸し付けるかどうかというのは、そのときの財政状況あるいは公共投資に対する需要等勘案して毎年度国会の御審議を経た上で決めていくわけでございしますが、制度的にはその返還された資金を再び貸し付けるということができるようになっておるわけでございします。

ただし、産投特会に返済された金を一般会計を通じて国債整理基金に返還いたしますと、その段階では最終的に国債償還に充てられるということ、これを再び貸し付けに回すということはないという仕組みになっておるわけでございします。

○多田省吾君 六十二年度のNTT株の売却につきましては、その六十二年度当初予算上額とし

て一兆八千六百七十三億二千万円を予定しておられるようにございます。また、今までの御答弁の中で、六十三年度の概算要求の中にAタイプが二千億円で、Bタイプが一兆円、またCタイプが一兆億円の概算要求をしているということもお聞きいたしました。

その際、これは仮定の問題でありますけれども、今NTT株は一株二百五十万ないし二百六十万に上っている。それを百九十五万株全部売却した場合は計算上は四兆八千七百五十億円になるわけですが、本会議等でもその点はお認めになっておりますけれども、そういった点で、やはりあと一兆七千億ほど余分が出るんじゃないかということも考えられます。これはやっぱり膨大な金額でございますからそれはなつてみないとわからないとおっしゃるのはわかりますけれども、まあ一兆七千億ほど余分が生ずるだろうということは、これは容易に考えられることではないかと、その際この一兆七千億ほどの余分金はどうなるおつもりなのか、お考えがあらうとお聞きしたいと思います。

○委員長村正正邦君 どうか答弁をさせていただきますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 実はNTTの株がどれくらいに売れるかというのが公式になかなかお答えしにくいわけでございますけれども、仮に先生御指摘のような二百五十万円の場合、来年度の年度首の余裕金残高はことし補正で使った分を差し引きまして四兆四千億程度になると思っておりますけれども、来年度ネット償還額が二兆一千あると、それから手持ちの資金が一兆円程度必要であるという御答弁を申し上げたわけでございますけれども、これを差し引きまして、恐らくその段階で活用可能な額は一兆三千億程度ではないかと私もは見えておるわけでございます。したがって、全く仮定の話ではございませんけれども、ちょうどこの分が来年度の概算要求の一兆三千億程度というのと見合っているという形になっているわけでございます。

○多田省吾君 せっかくの御答弁でありますけれども、

でも、その点は私はちよつと納得できないわけでございます。一兆三千億程度しか余裕金は生じないという根拠をもつとはつきりとおっしゃっていただきたい。本年が、六十一年度決算額で、しかも百九十七億七千万で一株で売りました決算額が二兆三千七百四十六億円生じているわけでございます。二百五十万という現状の姿を考えますと、そして四兆四千億ほどであると、このようにおっしゃっておられますけれども、その辺のことを兼ね合わせますと、どうも一兆三千億にとどまるとは思われぬ、この辺どうですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 説明がやや舌足らずであつたかもしれませんが、二百五十万で売却する場合の六十一年度末の、ことし補正予算で四千五百億余の使用を認めていただきましたので、六十三年年度首の、あるいは六十一年度末と申ししても同じでございますが、国債の残高は確かに四兆五千億を上回る四兆五千五百億程度の余裕金残高となります。ただし、六十三年年度にネット償還額が二兆一千億を上回る額がございます。それから、手持ち資金が一兆ございましてこれを差し引きまして、一兆三千億から四千億程度のいわばお金が六十三年度としては使用可能になるというぐあいに計算をされるわけでございます。

○多田省吾君 この点は私どもの方でももう少し計算し研究して、またさらに再質問したいと思ひます。

次に、いろいろな答申も出ておりますが、昭和六十一年度以降におけるNTT株売却の方法について、具体的にどうなるおつもりなのかお尋ねしておきたい。

○政府委員(足立和基君) 六十一年度、本年度のNTT株式の売却につきましては、本年の六月十二日に国有財産中央審議会答申をいただいたので、ご答申に示されておりますので、大変大きな規模の株式売却でございますので、既存の株主に対する影響、あるいは株式市場全般に対する影響を十分考へて市場価格に準拠いたしまして適正な価格で売却したい、これが基本方針でございます。

具体的なお知らせでございますが、目下今申しました答申の基本的な考え方というものを踏まえまして、関係者間で協議をしておるところでございますけれども、具体的にはなおしばらくお時間をいただきたいと思います。

○多田省吾君 Bタイプの公共事業にかかわる国の補助の負担金の交付、今までもたくさん議論が行われたわけでございますが、この元本返済にかかわる状況のときに、国の財源見通し、今までも場合によっては建設国債を増発しなければならぬだろうということも言われている。そうなりますと、建設国債発行の先送りにはならないのではなかつたか、このように思われるわけでございます。

また、当然地方公共団体では当該補助事業を行う場合には地方分担金、地方負担金というものも必要でありますし、地方債で賄わなければならぬというところもございまして、ですから私は、これは全面的に地方公共団体が喜んでおられるとは思いません。そういう意味で、返済時、この無利子貸付金の償還時におきましては、大臣として、この建設公債の増発をしないでいんだという財政事情を生じさせたい、こういう御決意があると思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは財政再建の途上でございますが、この困難な仕事を終えました場合には特別公債というものは発行しなかつたといふことになるわけでございます。財政がだんだん充実いたしましたらば、こういう補助金等々も建設国債に頼らずに賄えるようになっていかなければならぬし、またそういうふうな努力をいたさなければならぬと思つております。

○吉岡吉典君 案件と離れますが、最初に大蔵大臣にお伺ひいたします。

防衛費の問題でございます。来年度予算概算要求基準が非常に異例のスピードで決まつたと新聞では報道されております。六・二％という数字が報道されております。これは予算の比率の六％で計算するとやはりGNP一％突破ということになる数字ですけれども、大蔵大臣は総理総裁候補の一人でもありますので、軍事費、防衛費のあり方についてどういうお考えをお持ちかということとをこの際お伺ひしておきたいと思ひます。将来とも軍事費突出という現在の状況が続けようというお考えなのかどうかです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国の防衛は、いわば専守防衛でありますことは御承知のとおりでございます。また防衛計画の大綱があり、さらにその上に、中期防衛力整備計画でこれは不変価格で既に五年間分を決定いたしておるわけであります。そういう意味では、いわゆる軍事大国にならないという平和憲法のもとでの我が国の節度ある防衛力の自主的な整備、こういうことで考えておりました。この点はことしの一月二十四日に閣議決定をいたしましたところで、それに従ひまして処理をいたしたいと思ひます。

○吉岡吉典君 そういう一般的なこととばかりで、極めて具体的にこの近年の防衛費というのはマスコミでも軍事費突出と書いたようなのが続いているわけで、概算要求の基準でも六・二％という数字が続いているわけですから、大体こういう規模のものを考へていっているのかどうかというところをお聞きしたかったわけですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) この間、六・二％というのはこれはいわば要求基準でございますので、そういうことで予算が決定したというわけではございません。私も私どもとしては、やはり中期防衛力整備計画が期間の間に達成されるということは大切なことだと思つておりました。その範囲内で節度を持って防衛予算を決定していきたいというふうな考へております。

○吉岡吉典君 その議論はおきまして、一昨日常の論議を聞いておりましたことの一つですが、今度のこの法案、これも外国からの内需拡大の要求というものが一つの重要な要因になっていると、そうとつてよろしいでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、我が国が本

来、人に指摘されませんが、社会資本は非常に
おいておられることは私も前から感じてお
ったところですが、今やもうこんなに物を
輸出しない、いわば経済摩擦を起こさないで
くれというのを外からも言われるようになり
まして、そうであればこれだけの経済力はやはり社
会資本の整備に使うのが本当だというふうに考え
ております。

ただ、言われましたように、確かに諸外国から
も貿易摩擦回避の手段として日本自身もつと内
需拡大をしていくべきではないかというよう
な要請、声があることも事実でございますけれ
ども、もともとこれは本来我々自身の問題であると
私は思っております。

○吉岡吉典君 今、国会に提出され、審議が続
いていますマル優廃止にしても、これは中曽根総理
自身が国会でもしばしば述べておられるように、
外国、特にアメリカからの強い批判に沿って提出
されているというところで、外為法の改定問題
も外国からの強い要求によつて提出されている
と。私なぞそんな外国からの要求に耳を傾け、
あるいはそれに沿って日本でさまざまな法律を変
えたりつくったりしていかなくちゃならないのか
というところに疑問を持ちますけれども、どうい
うことか説明願います。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはマル優利子課税
の問題については総理が外国云々ということも答
弁をしておられます。それは確かにそういうこと
があるわけでございますけれども、もともと富国
強兵の時代ではさらさらございませぬし、戦後の
資本蓄積ももう一つの目的を達しておりますか
ら、こういう資産所得をなぜ免税にするのかとい
うことは、やはり我々自身の問題として問われな
ければならないところではないかと私は思つてお
ります。

ただ、そうでございますから、我々は我々自身
の問題を処理していつておるつもりなんでござい
ますが、やはり日本がここまで参りますと、日本
のやつていることというのは諸外国にいろいろな

影響を与えておることも否定できません。そうい
う意味では、なるべく諸外国が日本にこうしてほ
しいということの中で、我々から見ても理屈のあ
ることはそれはやはりやつていくという、ごくこ
くそういう自然な問題意識であろうと思ひます。

○吉岡吉典君 私、心配してそういうことからお
伺ひしていったんですけれども、そうしますと、
今私が質問しました防衛費、軍事費でござれど
も、この六・二％というのについても、マスコミ
の報道ではアメリカへの配慮だということとを大体
各紙が共通して解説、論評しております。そのと
おりかどうかということが私の疑問になつてくる
わけです。

といひますのは、アメリカ議会でも今、対日軍事
費分担をふやせという法案がいろいろ出ているそ
うで、この間外務省の説明も聞きましたけれど
も、六月に下院で可決された法案などは西側の一
員として三％組めと、それが無理なら差額をアメ
リカに安分分担金として支払えと、こういうのが
ありますが、そういうのがそのまゝ法律になるか
どうか別として、アメリカで日本に軍事費を
うんとふやせという要求が火を吹くような形で出
ているということとは間違ひないと思ひますね。
そういうことにも耳を傾けていかなくちゃならな
いということなのかどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は今防衛を担当して
おりませんので、あるいは外交を担当いたしてお
りませんので、大変に正確には申し上げられない
かと思ひますけれども、アメリカも何と三％にし
ろというふうなことを、それは一人や二人言う人
はあるかもしれないけれども、そんなことを本
気で言つておるわけではないと思ひますのでござい
ます。私も気がつけなければならぬのは、日
本はやはり民主主義の国家として価値観を同じく
する国々との価値観を守るわけでございますから、
我々として平和憲法の許す範囲でできること
はしなければならぬ。それは、いわば何にも日
本はしてない、ただ乗りをしておるというよう
なふうに世界を印象づけることは決して我々の本

意ではございせんから、やはりできるだけのこ
とは、それはしていかなければならない。ただ、
おのずから我々の憲法には制約がある。こういう
ことは、また機会あるごとに私自身も諸外国の
人々には説明をいたしております。

○吉岡吉典君 この問題はここを中心にするう
と思つていたわけじゃありませんけれども、アメ
リカの下院で可決されているんですね、満場一致
で、三％というの。そういう状況、そういう物
すごい圧力が加わつてきている時期だから、他の
問題と同じように、外国の要求、外国の批判とい
うことで日本の政治が動き出した、これは大変
なことだと思つて私は述べたわけですが、三％と
いうことは別として、やはりそれにも耳を傾けな
くちゃならないというニュアンスを私は感じてい
るところです。その問題はさておきます。

NTT株問題ですが、NTT株売却について、
私は論議を聞きながら感じたことですが、NT
T株は高ければ高いほどよいというようにお考え
になつておられるのかどうか、まず明らかにして
いたきたいと思ひます。

○政府委員(足立和基君) NTTの株式の売却に
当たりましては、これは国民共通の財産でござい
ますので、売却は公平になされなければならぬ
といひ、それを考えておるわけでございます。したが
いまして、今年度の売却は、上場後における売却
でございまして、答申にございしますように、市
場価格に準拠した適正な価格で行いたいと思ひ
ておりました。その価格の水準自体は市場が決める
べきものと考えております。

○吉岡吉典君 その場合、その価格が高くなれば
なるほどいいということは大蔵省は期待なさつて
いるのかどうかということが私の聞きたいと
ころです。

○政府委員(足立和基君) 今申しましたように、
私も適正な市場価格に準拠して公平に公正に
売却を行いたいと考えているところでございま
す。

○吉岡吉典君 答弁になつていません。私が言ひ

たいことは、このNTT株の売り出しが始まつて
以来マスコミでも取り上げていますけれども、N
TT株フィーバーというふうなことがマスコミ用
語にもなる、そういう状況が生まれて今まで株式
投資に縁のなかつた層まで大きな関心を呼んで、
いわば株式投機をおおる、そういう傾向があらわ
れているのではないかと。今後六十
四年までNTT株の売却が続くわけでありま
すが、それがその株式投機の過熱をおおるようなこ
とになつてはならないということを心配するわけ
です。

こういう現象は好ましいとお考えになるのかど
うなのか、そういうことについてはどのようにお
考えになつておられるか伺ひします。

○政府委員(藤田恒郎君) NTTの株式の売却が
株式投機ブームをおおつたという考え方、いろ
ろマスコミその他では報道されておりますけれ
ども、私も私としてはNTT株だけの問題ではなく
て、やはりNTT株式も株価水準全般のトレンド
の中で動いているわけでございます。したが
いまして、必ずしもNTT株式が現在のような株式
投機ブームとか、そういうものをあつたといふ
マスコミに言われているようなことではないとい
いかというふうに思ひます。

○吉岡吉典君 きのうの新聞に報道されました
が、朝日生命の分析によると、金余りに伴う株式
や不動産の高騰が原因で収入の多い家庭と少ない
家庭との間の資産の格差が広がつておるというこ
とを報道しておりました。

今マスコミが書き立てておることでそういう事
実はないというお話をすれば、やはり識者から
見れば、まじめにこつこつと働いておる国民
と、やはりマネーゲームで一獲千金的なものを
する、そういうことを比較してみれば、そういう
ふうなことはおかしいことだ。これが広がるとい
うふうになればそれはやはりうまくない事態だと思
ひます。そういう点で、こういう問題について
も強く関心を持つていただきたいというのが私の
言ひたいことです。いかがでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) NTTの株式の売却は売却として公平に適正にいたさなければなりません。他方で、吉岡委員が言っておられますようないわゆる金余りに基づくところのいろいろな経済行為、まあ物をつくるにしてもサービスをするにいたしまして、やはり価値を生み出さないような活動というものは、これが経済の主体になつていくというふうなそういう風潮は決して好ましくないことだと思ひます。

○吉岡吉典君 次に進みます。

財政再建問題に関連してです。国債整理基金の運営には余裕があるということですが、しかし我が国の財政危機が極めて深刻なものであるということは、これまでこの議論の中でも明らかにされてきたことです。これは国債依存度の面から見ても、国債残高の面から見ても、そういうことはつきりしているわけですが、私は、そういう今の日本の財政の実態、これが深刻な事態であるわけですが、これはより根本的に考えておく必要があるんじゃないかと思うのは、特例連発による財政法無視の財政運営という問題です。これは私、通常国会でもここで述べたことですが、私、財政法に次々と特例法を設けていく。財政法違反の赤字国債の発行、それから赤字国債の借換債の発行の問題、絶対にやらないと言っていたものもやり出す。国債整理基金への定率繰り入れの停止、決算剰余金処理の特例等々、次々と特例を設けていく。今回もまた特別措置ということ、それを広げていくということ、こういう財政運営、財政法の精神を踏みにじつたやり方というのは、私はもう一たんこういう道に踏み出したらとまらない、ちよと麻薬患者のような財政運営になつてしまふということを心配するものです。

したがって、この財政危機を打開する、財政再建を図るためにはこういう特例を一つ一つやめていかなければならない。そのときにまた新たなこういう法案で特別措置ということ、いろいろおつしやいますけれども、本気で財政再建を考えているのかどうなのか、やつぱり財政再建を事実上

放棄することにつながるものじゃないかという気がいたしますが、この点いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはしばしば申し上げておりますとおり、財政再建は今まだその途中でございまして、これを放棄するわけにはまいらない。と同時に、我が国の内外から寄せられております内需拡大、社会資本整備というこの課題にも顔を背けるわけにはいかないわけであつて、その中で、そういう二つの相反した命題をおのおの満足させながら、何ができるかということがたゞいま御提案をいたしておりますようなことでございまして、決して財政再建を軽んじておるといふことではございません。

○吉岡吉典君 私は繰り返すようですが、こういう特例を次々と連発するという方法はもう絶対やめなければならぬと思ひます。

次に、この案件にもかかわる問題ですが、私も生活密着型の公共投資の拡大ということは必要だと思つております。我々が発表しているいろいろな政策文書でもそのことを主張しているところ、問題は、その財源の問題になるわけですが、これも、これまでの答弁を聞いてみますと、内需拡大、社会資本の整備のために国債増発かNTT株売却益の流用かの二者択一だという形で提起されておりますが、私は、そういう立て方自体が正しくないと思ひます。そうではなくて、財政再建と内需拡大をどう両立させるかということについて、もつと真剣にその方策を考えられるべきだと思ひます。

その点に入つていくために、ひとつ私はよく受ける質問をここで紹介しながら、政府自身はどういうふうなこれに説明を加えられるかをお尋ねしたいと思ひますけれども、そのよく受ける質問というのは、日本は世界一の大金持ちだと言われているという問題ですね。これは国際収支、貿易収支、経常収支とも史上最高になつていて、という問題を見て、我が国の対外純資産が世界一という状態が続いていることを見ても、そうだと思ひます。あるいはまた、だぶついた金で民間大企業が

債券や不動産を外国でも買ひあさつていふとマスコミでも大きく取り上げられていふ。そういう世界一の大金持ちだと言われる日本が、国家財政ということになる世界一の借金財政である、この関係は一体どういふことなのか。軍事費も総額で言えば大きいものですが、GNP比率で言えば低い、諸外国に比べれば決して大きい政府でもない、それなのに一体なぜ世界一の金持ち国が世界一の借金財政国になつていふのかという質問をよく受けるんですが、大蔵大臣だつたらどういふふうに説明なさるか、ちよと模範答弁を述べてもらいたいと思ひますけれども。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはやはり国民の負担でございまして、租税あるいは社会保障のための負担、その負担率は我が国は諸外国に比べればかなり低い方でございまして。ですから私は高くしなければならぬと申し上げておるのではなく、現状をどういふふうに説明するかとおつしやいますので、一つの問題はそういう問題があるであらうと思ひます。

○吉岡吉典君 それでは恐らくだれも納得しないだろうと思ひます。赤字財政、財政のこの赤字公債の発行というのは、国民の負担が低いところから起つたものじゃなくて、これは事実の経過からいつても明らかで、第一次石油ショック後の財界の要求に応じた国債大量発行、その結果起つたもので、それで景気はよくなり日本の大企業は大いに栄えた、もう金もあふれて困つていふという状況になつていふわけですが、しかしその結果、財政は大変な危機になつた、これが経過から見ても明らかだと思ひます。それから、我々が具体的に事実に見ていくならば、この問題についてどう対処するか、そして今の財政危機を考へる場合、財政再建を考へる場合にもこの事実に見ていく必要があるだろうと私は思ひます。

これは私よくおもしろい意見だと思つて読むんですが、自民党の藤尾前政調会長が八四年の軽井沢セミナーで行われた講演ですか、この中で

も、財界が要求して国債を発行してもいいからというので国債を発行した。その結果、財政は大変なことになつてしまつたということをだれが頼みに来たか、(当時の経団連会長の土光敏夫さん、関経連会長の日向方斎さんという東西両経済界の代表であつた)、それを一番強く要求してきたのは、そういう経過を述べながら、結論的にこういうふうになつておられる。「経済界の方々が持つちになつていふ国債の利子といったものについて、こういう非常事態だから、私も協力させてくれ。我々が受け取る利息は半額でよろしい、三分の一でも結構。場合によつては利息分は「いらぬ」といふぐらゐの協力態勢」を経済界もとつてもらいたいという演説で、これは藤尾さんが軽井沢セミナーで述べられていふことです。藤尾さんのいろいろな意見は随分私も批判もしてきましたけれども、この部分は一つの見識を示したものだといふふうに私は思つていふわけですが、内需拡大にどういふふうな今の日本の困難な財政の中で両立する方向を見出していか、財政再建、内需拡大、こういう発想、これは私は必要なことじゃないかと思ひます。

そこで、お尋ねしますけれども、毎年十兆円を超え最大の歳出費目となつていふ国債の利払いを軽減するために、こういう藤尾さんの発想をも念頭に置いて、例えば大企業に対しては現在の低い金利水準による国債の借りがえを求め、こういうふうなことも大いに研究の余地のある問題ではないかと思ひ、私も最近発表した提案の中でもこういう問題を提起してはいるわけですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 藤尾さんのお話、お話しされたこととしまして、それはちよと勢い余つて脱線されたのではないと思ひます。今のお話は、こういう金利が低くなつていふのであるから現にある国債をいわば借りかえらうとおつしやるのかと思ひますが、国債には御承知のように時価というものがございまして、それを無視して額面であつて借りかえらうわけにはまいりません。買

い入れ償還をしなければならぬ。しかし、買入れ償還をするすれば、国が損をしたのではないけれども、損をしないように買入れ償還ができるかということになりますと、なかなかそうは私はいらないのだと思います。

○吉岡吉典君 藤尾さんのは、これは自由民主党の機関誌「月刊自由民主」に出ていたものを読み上げたものですか、脱線かどうかは別として、自民党の公式の雑誌に出ているものですか、そのようにお考えになってください。

今の借りの問題ですけれども、例えば最近日経新聞が報道したところによりますと、「世界銀行は二十四日、東京市場で発行した円建て公債を初めて返済期限前に繰り上げて償還すること」を決めた。過去に発行した高利率債を返すことで資金調達コストを下げ、発展途上国向けの貸出金利を大幅に引き下げるらしい。云々と、こう出ていますね。ですから、私は法的にもこれは問題もないし、こういう例もあるわけで、私はやはり大いに研究対象としてもらいたいと思います。考える余地全くないという答弁でしょうか。

○政府委員(足立和基君) 世銀の繰り上げ償還につきましては、確かにそのような発表がなされたことは事実でございます。

国債についてそのようなことが法的にできないのか、あるいは現実の問題として考えられないのかという点についてでございますが、期限前償還、繰り上げ償還自体は契約上明記されてございますので、それ自体は適法なものでございます。しかしながら、今大臣が御答弁申し上げましたように、現実には国債というのは流通市場が形成されておきまして、その流通市場においてかつてのハイク・ボンの国債というものは高値がついておる。それを額面償還するということになりますと、その国債を持つておる国民に不測の損害をもたらすということでございますので、これはやはり現実の問題としてはとり得ないことではなからうかと考えるわけでございます。

○吉岡吉典君 これはここでこれ以上論議することとはいたしません。

次の問題ですが、先ほども言いましたように、公共投資、生活密着型の公共投資の拡大ということとは我々も必要なことだと思っております。住宅、生活道路、下水道、公園、学校、福祉施設、災害対策など、国民生活に密着した公共投資を拡大するということを我々も繰り返し提案し要求もしているところであります。これらの生活密着型の投資というのは、中小土建業、左官あるいは電気・水道工事業者等々に仕事もふえ、波及効果もあるという点で私どもは重視してきているわけです。

そのために、どういふところに財源を求めていくかという問題、これは私は提出されているような法案の方向、つまり建設国債あるいはNTT株売却益かというようなことじゃなくて、やはり世界一の金持ちだと言われてたばついている資金、これを何らかの方法、これは税金という方法もあるかもしれないし、あるいは今提起したことと関連のある低利国債という方法もあるかもしれないが、そこを政府に私が提起したいのは、そういうだぶついた資金を吸収してそれを内需拡大に振り向ける、そういうことが必要じゃないか。私はこの大企業、経済界の要求によって藤尾さんも言われたような日本の財政危機が生れた。そういうときに、そういう措置によって大きくもうけ、金もだぶついている、そういう状況のもとでは大企業にそういう形で社会的責任を果たしてもらい、そういう方向で検討する、研究する余地というものはもう全くと考えられないのかどうか。我々はそういう提案を行いたいが、政府の見解を尋ねたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 例えば大企業が持つておる国債の利子を半分にするとかいふような種類のものと伺いますと、それは金融秩序というものは全く考えられないうる壊れてしまいます。ちょっと考えられないことではないか。そういう意味で私は脱線云々ということを申したのでございませう。

○吉岡吉典君 脱線とおっしゃいますけれども、一方では金がだぶついている、使い道がない、それがマネーゲームに走っているという状況にあるわけですね。それをどういふふうにして内需拡大、公共投資に回すか。それを何らかの方法で吸収して生かす方法はないかどうか、そういうことを研究する余地はないかどうかという意味なんです。これはこの論議では直接出ていませんけれども、共産党が大企業のことを言うとき、もう何か思想的な違いだという答えがよく出る。テレビ討論会なんかでもそういう言葉が出てきますけれども、私どもは、大企業、大企業と私何回も言いましたけれども、大企業のそういうだぶついた金を吸収するとか、あるいは社会的責任を果たしてもらおうというの、決して社会主義的な要求でもなく、極めて妥当な民主主義的な要求だと思えます。

これはちよつと参考までにですけども、アメリカのリーガン前財務長官がリーガン税制改革の原案をつくったときの記者会見で、これはニューヨーク・タイムズの八四年十一月二十八日付に出ていますが、税制改革の考え方として、今日法人税をふやすことが公平のためのポイントだ、何となれば多くの大企業が税金を払っていないからだと、こういうふうなリーガン前財務長官自身も言っております。

ですから、私ここで大企業いじめをやるうといふことじゃなくて、そのだぶついた金を吸収してそれをどう生かすかというふうな措置などが、この財政危機の深刻な時期にもっと本気に考える余地のあるものではないかという意味です。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは確かに、これだけ流動性がありましてマネーゲームにそれが行つておるといふことはどうも余り健全なことではないと、私もそう思つておるのでございます。しかし、それはもうごらんのように、設備投資は起こらない、最近までは在庫投資もないというふうなことでございまして、どうしてもそういうことに、あるいはアメリカへ行くというふうなことになるまして、殊に外国へ金が出るのが自由にな

りますと、どうしても金利の高い方へ引つ張られてまいります。それに対抗しようとするれば、やはりこちらでもそれに近い金利あるいは条件を出さなければならぬという問題がございまして、そこはなかなかいろいろ工夫が要するんではないかと思つておる。例えば時々、特別の割引債を出してもいいとか、いろんなことをたまにいたしますけれども、金利差というものがございましてなかなかそこはやはり苦労がございまして、今度のように一部を公共事業の方に何とかしていわゆる民活できないかというふうなもの、多少そういうことを考えておるわけでございます。

○吉岡吉典君 その発想を私は変えていただきたいというところなんです。つまり、もうけのためにはアメリカへ出かけていくと、だからそれにふさわしいものがなければ帰つてこないということではなく、やはり政府による規制を行う、あるいは社会的な責任を果たす上で一定の犠牲も払つてもらうと、そういう方向でそれを公共投資に生かす方策を研究していただきたいと思つておる。

今度の案件について言えば、そういう方向に沿つたものではなく、やはりその逆だとして私には思えませんが、あとの問題はちよつと近藤議員に質問していただきます。

○委員長(村上正邦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、及川一夫君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君が選任されました。

○近藤忠孝君 今、吉岡議員の国債の期限前償還問題、要するに低利国債の借りかえ問題につきまして、大臣が金融秩序からいつてとんでもないこととで実現できるはずはないと、こういうことで、局長の方からは、額面償還と保有者に損害を与えて、これは結局は国債の信用を失うということだと思つておる。で、何か当然のようなお顔をされて、まあそう思つていらつしやるんでしようが、私は、債権債務関係でもつと原則に立

ち返れば、そういう事態がおかしいと思うんです。

そこで、大臣に質問しますが、要するに期限到来の国債、借りかえでしよう、期限が来たものを返さずにまた別に借りるわけですからね。そういう事態と、それから期限前償還ですから、民間でもどこでも金借りて期限前に持つていきやもう喜んで受け取りますよ。そしてまた、実は全体の家の再建のためにもうちょっと安い金貸してくれと言え、大体見通しなども考えてまた貸してくれ。ただ、期限前償還でも、大変債務者としてはこれはいい方なんです。それが今の場合だと全然もうできないと。そのこと自身一般のこの金の貸し借りという面から見ても、どうも逆立ちしてやしないかと、こう思うんですが、御答弁いただけますか。

○政府委員(足立和基君) 先生今言われますように、この一般の債券あるいは貸し付け、債務者から見れば債務、これが金利が高いものがあるいは期限前償還したい、こういうようなことは通常行われることでございます。しかし、この国債につきましましては確かに国の債務でございますが、そのときどきの市場情勢によりましてその条件が決定され発行される。そしてそれは、国債の流通市場というものが大きく形成されておるわけでございます。

(委員長退席、理事梶原清君着席)

そこで、過去において発行されております国債は、その条件に従いまして流通市場で価格がついておる、こういう問題がございまして、個人あるいは法人間の単なる貸借関係と大きく異なるわけでございます。現実にあるハイクーポンのものが高値で取引されている、これを額面で償還する、繰り上げ償還するということは、債務者たる国にとりましては、大変それが何らほかに影響がないものであれば都合な話でございますが、債権者であるその券面を持つております国民には、現実流通市場で、例えば百十円なら百十円で取引されているものが途端に百円になつてしまつて

いうことは不測の損害をもたらす、こういうことから現実の問題として困難ではないかと申し上げておるわけでございます。

○近藤忠孝君 国債課長の書いた本によりまして、償還には満期償還と期限前償還がある。ただ、期限前償還は昭和四十年以降の国債については実施された例がないとだけ書いてありまして、困難とも何とも書いてない。日本の歴史の中では戦争中やつたことがあるんですね。それはやればできるんだけど、なぜやらないかといえは言つたようなことで、要するに国債がどんどんどんどん増発されて国債がひとり歩きしている、そこに問題がやつぱりあると思うんですね。

これは大蔵省からもらつた資料によりますと、一九七六年には二兆円にすぎなかつた売買高がほとんど急激にふえて、最近では、これはことしの一月から七月までで四千六百兆円、もう全く物すごい勢いで売買高ですから、いわば国債市場が大きく発展してきたというのか、何といひますかね、その結果ひとり歩きしたというところに問題がある。そういう面から見ると大臣や局長のような考えしかできないけれども、しかし本来の貸し借りの原則は私がさつき言つたようなことなんです。問題は、このように国債がひとり歩きすること自身に問題がある。ということは、別の面で申しますと、金融が今大変活況にありますが、ね。いわばそれ自身がひとり歩きしている。そのことと大変関係があるんだと思ひます。

今日の金融活況には三つの原因があると言われています。一つは今言つた国債の大量発行。それからもう一つは、これも資料いただきましたが、特に海外証券への投資ですね。これも大変急激にふえて、六十一年には千百十二億ドル。それからもう一つは、発展途上国への貸し出し、貸し付けですね。これも急激にふえておるといふ。このことに今日の金融活況の原因があると、こう見てよろしいでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) それはどういう面で金融活況を見るかというのは、いろいろ見方があ

うかと思ひますけれども、全般的な金融情勢が緩和している中で金融取引が活発化している、こういう背景をいたしましては、やはり個人とか法人の資産運用におきまして収益性を求めるという志向が高まつていくこととか、あるいはいろいろな取引におきましてリスクをヘッジするといったふうな、そういった志向も高まつていくといったふうなことでもございまして、それ自身やはり経済合理性のあることでございまして、一概に否定すべきことではないというふうに思ひます。

ただ、いわゆるマネーゲーム的な行き過ぎにつきましては、これはいたずらに投機的なものをあおらないような形で十分なチェックあるいは注意が必要であらうかというふうに考えております。

(理事梶原清君退席、委員長着席)

○近藤忠孝君 一概に否定すべきでないとおつしやいますが、これは、私が挙げた三つは全部赤字に關係があるんです。一つは日本の財政赤字、また特にアメリカに對する証券投資はすべてアメリカの赤字、それから発展途上国もやつぱり赤字ですね、全部赤字に關係あるんです。

例えば国債発行の面を見ますと、一つはこのような国債大量発行の原因は実体経済の低迷にあるんだと思ひます。ですから、そういう低迷の中で財政赤字の増大、それを補うための国債発行ということも、もう一つは実体経済の方は低迷していますから、余剰資金が出てくる。やつぱり余剰資金の行き先としての国債、全部赤字ですね。このように実体経済が低迷している中で、こういう大量の国債発行をした場合に、国債発行の本来の意味は、そこで借金してでも投資して事業を興して、景気をよくして、税収をよくして、そして借金を返していこうということにつながるはずだけれども、全然そうならないわけですね。ですから私は、まさにその道を進んでおるんだ、こういう状況は実体の経済とかかわりなく金融だけがどんどん活況を呈していくと、その行き着く先は何かということをお大臣と議論したいんです。

す。

現に国債の面で見ますと借換債十四兆余、利払い約十兆、ですから国債発行の九七・六%というものが、要するに過去の元金への返済と利息への返済で、ですからマクロ的に言ひますと、経済にかかわりあるけれども、結局は実体経済のわずかに二%程度しかかわりなしに、現在の国債保有者の元金と利息のために新しい国債を発行する。要するに、ともかくも実体経済とかけ離れて、そしてそれが一つの原因になつて金融が活性化しているという、行き着く先は何なのかということをお大臣に伺いたいんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それではどうですか、財政再建をやつぱりさせていただかないといけませんので、一生懸命それに努力しているわけでございます。

○近藤忠孝君 そして、もう前回以来議論してきたとおり、今回のこの趣旨はそれに逆行するといふので、これはますますそういう状況が大きくなつていくんじゃないかと思ひます。私はこういう実体経済とかかわりのない金融活況を呈して、しかもそれがさらに余計活況を呈していくだろうと、なぜかという、やはり過剰貨幣資本の継続的な増大があるんです。だから、やつぱり株取引しておつてもうかるから、だからこれは活況を呈している、しかしほとんど実体経済と關係のないものが、これが広まつていった場合に行き着く先は二つしかないと思ひます。一つはそれ自身が破綻して、金融破綻、まあ国家破産でしょうね、それが一つ。それからもう一つは、どんどん札束を発行してインフレにしてそうならないようにやつていく。この二つしか道がない、こう思ひます。

私が冒頭に申し上げたとおりに、低利国債の期限前償還をさつきのような答弁でできないとおつしやると、行き着く先はその二つしかないんじゃないか、そのいづれしかなかったんじゃないか、こう思ひますが、御答弁いただきたいと思ひます。だから、財政再建のために努力といつたつて今もう

現にできてないんですからね。新たな発行のほとんどが過去の返済と金利に回っちゃうんだから、それを前提としてお答えいただきたいと思うんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 法律家のお立場から債務の期限前返済ができないはずはないとおっしゃることは十分に理解できることでございますけれども、国がいたしております債務は、私的債務というよりは一種の公的債務でございます。そして、それは債権者、国民の側から言えば一種の金融資産とそれは考えられるわけで、それとしてまた取引されております。したがって、例えば時価が百二十円しております国債を額面百円で期限前に償還をするというようになりまして、これは金融秩序はもう直ちに崩れてしましますので、そういうことはやれることではない。それなら時価で買入れるならばいいかというようになります。それはよろしいかも知れませんが、恐らく計算をいたしますと、国がそれは相当な損失をいたします。それはまた国債整理基金特別会計法の許すところではないことだと思ふんです。

○近藤忠孝君 私には法律家の立場で申し上げたんじゃないくて、参議院大蔵委員の立場として申し上げたことを言っておきたいと思ひます。そういう立場から期限前低利国債借りかえができないというので伸ばし伸ばししていきますと、私が申し上げたとおり、それはともかく金融秩序そのものが破壊する、あるいはインフレ以外にないということを警告しておきます。そのとおりになったところは請求が僕らの方に来る、こういうふうな思ひます。これは前回申し上げたことと思ひますけれども、そうなるんだと思ひますね。

ちよつと時間の関係で議論はその程度にしまして、この法案のAタイプとCタイプについてちよつと議論したいと思ふんです。

まずAタイプですが、これは建設省ですね、市街地再開発事業、各地で行われておりますし、そ

の中で有料駐車場などつくるとこれがその対象になるということですが、今全国的にどのように進んでおりますか。

そういう中で、これはもう既にできてしまったものですが、金沢市の香林坊地区市街地再開発事業というのがあります。これについて簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(福田秀文君) 全国における市街地再開発事業の実施状況でございますけれども、ことしの三月末現在で見ますと、百六十七地区で事業が完了しております。なお事業実施中のところが百二十二地区ございます。

それから、金沢市の香林坊地区の市街地再開発事業でございますが、この市街地再開発事業は第一地区と第二地区二つの地区に分けて実施してまいりまして、既に事業は完了しております。

第一地区でございますけれども、この第一地区は施工区域の面積が約一ヘクタールでございます。建てられた再開発ビルの中に入っております主要な用途は店舗、ホテル、駐車場でございます。総事業費が約百五十億円でございます。

それから第二地区でございますけれども、第二地区は施工区域の面積が約一・五ヘクタールでございます。再開発ビルの中に入っている主要な用途でございますけれども、店舗と駐車場でございます。総事業費が約二百三十億円でございます。

○近藤忠孝君 その第一地区の方は、東急グループの東急ホテル、それから第二地区の方は大和デパートが入ってくる、そしてあとは今ある地元の業者が入ってきます。問題はこの地下駐車場、いずれもできませんが、それから道路幅員などあります。そうすると、この地下駐車場については今回のこの法案のAタイプの融資対象、それから道路については、これはBタイプの融資対象、こう聞いております。

そこで、この地下駐車場の経営主体と、それからこれに要した費用、そしてこれの経営状況、それから利用台数、そしてその収支状況、それについて簡単に述べたいと思ひます。

○説明員(福田秀文君) 駐車場だけを取り出して建設費幾らというのは、目下手元に資料ございません。それで、この事業が完了いたしましたのが、第一地区が昨年九月、六十一年の九月、それから第二地区が昨年の九月でございます。まだ全面的に供用を開始して日が浅うございますが、六十一年度の利用状況を見ますと、月決めで貸している部分が一部ございますが、それを除きますと、いわゆる一時預かりの駐車場の延べ台数として五十六万八千台に及んでおります。それで、収支の状況でございますけれども、まだ供用を開始してから日も浅いということもございまして、六十一年度におきましては、料金収入の面ではまずまず当初計画を達成していると言える状況でございますけれども、支出の面で維持管理費が当初計画を上回っているというふうな何っております。

○委員長(村上正邦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤栄三郎君が委員を辞任され、その補欠として香掛哲男君が選任されました。

○近藤忠孝君 先ほど、大臣、このAタイプの資金が回収できなかったらどうするのかと、それに對して大体みんな収益が上がるというんですが、もう現にできており、またもしこれからやれば当然融資対象になる金沢のこの地域の駐車場、この駐車場が赤字なんですよ。この一年間決算しましたら赤字。例えば料金で言いますと、予定よりも千三百万円足りなかった。それで維持管理費は約倍かかって九千八百万円ぐらゐ余計にかかっている。そういう経過の中で八十七年度予算を見ても、収入七億二千万円予定したところ五億六千万円に下げている。それから維持管理費、これは一億三千万のところを二億九千万に上げています。このままいきますと、これは赤字の連続で、元来気の長い話で、十八年度で単独収支黒字、三十年目で累積収支の黒字、大変気の長い事業なんだけれども、もうそれが現におぼつかなくなつて大幅

に修正せざるを得ない。となりますと、これは建設省に聞いたけれども、大体駐車場というのは採算性は余りよくない、そうでしょう、そう聞いております。だから大体こんなもので、それから場所の設定その他を間違ひますと予定どおりいかない場合がたぶんあるんです。

そうすると、さつき言つたとおり百何十カ所もこういうふうな予定されて、あつちこつちでこの金沢の例のように赤字が出る可能性が現にこれはあるんですよ、どうされますか。先ほどはそんなことはないだろうと多田議員の質問に答えておつたけれども、現にどう先例があるんだから。

○政府委員(斎藤次郎君) 御指摘のような事例があるということをご指摘を伺つたわけでございまして、そういう事態にならないように事業執行官庁に今後、これからの話でございまして、十分な検討をしていただかなければならぬというぐあいに考えておるわけです。

私どもも審査というが、事業所管官庁との調整でその点を十分に今後注意していただければならぬというぐあいに今伺つておりました。

○近藤忠孝君 では、これは法律家としての質問を追加しますと、私の方でそういう赤字になる可能性があるという事実を指摘した以上、ならないようにいたします。では答弁にならないんです。なつた場合にはどうするか、ここで答えてもらわないと困りますよ。

○政府委員(斎藤次郎君) ならないように最善の努力をいたすわけでございまして、けれども、債権管理理法という法律がございまして、そこで債権の管理保全とか強制履行等の手続もありますものから、その債権管理には万全を期していきたいというぐあいに考えておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 委員長、これは答弁になつていますか、委員長、しつかりしてください。

○委員長(村上正邦君) それしか言ひようがないんじゃないの。

○近藤忠孝君 だけれども、これは元来、本当は国債償還に充てるべき金を、緊急かつ重要なもの

だということですが、現に先例は危ない例に皆なつて、これは地元では大問題になつてゐるんです。そうである以上、今のような答弁では、これはとてもこの法案には賛成できない、もともと反対だけれども、どうですか、大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今おつしやいました香林坊でございませう、これは全部金利がかかつてゐると思ひます。ですから、それはちよつとこの場合の例になるかどうかと思ひます。

それから、本当に、しかしそれにもかかわらず、どうしても債務履行ができないと債権管理法でいくしかりやうがないと思ひますが、なるべくそういうケースがないように考えてまいりますし、もともと無利子でいこうとしておりますから、その助けになると思ひます。

○近藤忠孝君 この計画は、もとより地元の今までおつた人々の立場からも出たものであります。同時にさつき指摘したように、大ホテルとか大デパートが大きな地位を占めまして、結局この駐車場はそういったものために役立つんですよ。それが赤字になったり、あるいはそこへ公的資金が投入される、そういう性格の資金だということ、これは大臣、しかとここで認識していただきたいと思ひます。

それから、あとわずかの時間でCタイプです。これはリサーチコア施策なんというのがあるんですが、これもこの対象になりますね。その概略、そしてそれが具体的に、これはもう時間がないんで要点的なお答えをいただきたいんですが、川崎でかながわサイエンス・パーク、これが具体化の今たつた一つの例です。そこでどんなことをやろうとしてゐるのか、それをごく簡単に御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(大村昌弘君) リサーチコアでございませうけれども、これは産業技術に關しましてその研究開発と企業化を効果的に推進していかうということでございます。具体的には四つの施設からなつております。一つは開放型の試験研究施設、

二つ目には技術者の研修施設、三番目には交流施設でございまして、第四番目の施設としましてはベンチャービジネスインキュベーターと言つておりますが、企業化の初期段階における立ち上がり支援をやつていこうという、この四つの施設からなつておりまして、従来地域は生産拠点というところで限界がございまして高度な頭脳拠点を形成していかう、こういうものでございまして。

第二点のかながわサイエンス・パークの状況でございませうけれども、これにつきましては先ほどのリサーチコアを具体化しようということでございます。

したがらしまして、研究開発型のベンチャー企業を創出し、育成するとともに、技術とか情報の開発進基地としてこれを育てていこうと、こういうものでございませう。

○近藤忠孝君 この発起人の中には、飛鳥建設、日本開発銀行、日本生命等を含む各生命会社、横浜銀行、こういうのが参加しておるといふことですが、問題は、こういう大企業が主導的であつてならないといふことなんです。一つは、

それからもう一つ、この事業の中でインキュベーター事業、さつきからわからない言葉ばかりたくさん出てくるんですが、これは説明によりまして、いろいろ一つの施設の中に入れて、例えば企業家を育てていくと、そのインキュベーターされる企業家の卵は年五人程度とし、期間は三年程度と。何をやるのか聞いてみましたら、いわばこれからの新しい産業の指導者、社長業の育成のようなんですね。そんなことをやるといふんですが、果たしてそんなにうまいにうまいくもんだか、その辺ちよつと答弁していただきたいと思ひます。

○説明員(大村昌弘君) かながわサイエンス・パークにつきましては、御案内のとおり、まず地元の新奈川県と横浜市が入つてございまして、また、国からも日本開発銀行が入つております。そしてまた企業名は、おつしやるとおり、大企業も

入つてございませうが、神奈川あるいは川崎の地元中小企業もこれに対して参加いたしてございまして、いわば地域ぐるみで支援していかうと、こういうふうな体制でございませう。

第二点目のインキュベーターでございませうが、これは元来、卵をかえすという、ふ卵器というところでございまして、立ち上がりのまさにベンチャービジネスの卵を企業化していかうということでございます。まさに小規模対策といひますか、

零細企業対策でございませう。そういうことでございまして、今後、操業間もない企業の立ち上がり段階を、いろんなアドバイスをしたり、コンサルティンクもして支援していかうということでございます。

いまして、特にアメリカでは百以上の実例がございまして、私も昨年海外の先進事例を調査したり、あるいは地域のポテンシャルを最大限に生かした形でのインキュベーターをつくつていこうというところで、これまで一般会計で調査費をいただきまして調査をいたしまして、果と連動いたしまして、十分実効のあるものをこれからつくつていこうと、こういうふうな考えておるところでございます。

○近藤忠孝君 その採算性とか内需拡大効果などについて質問したかつたけれども、時間がないので省略しますが、いずれも公的な面が大変強いから採算性なども、さつきのお話じやないけれども、そう樂觀を許すものでないんじゃないかと思ふんです。

最後に、大臣にお聞きしたいのは、今の話はお聞きになりましたね、こういふところにてNTT株売却益を投資していくわけですね。一つ私は疑問に思ふのは、この人材育成というのなかなか漠としたものになるんですね。そんなうまいぐあいにこれから新しい分野での産業の指導者がこういふ形で育つかどうかというのがあります。

が、問題は、こういう企業家育成を公的な性格を持った資金でやるのが果たしてどうなのかというところが一つ。それからもう一つは緊急性です。いつ育つかわからない。例えばここを出たとして、

しましても、果たしてそんなにうまい働き場所があるかどうかかわらないし、こういういわば緊急性の問題。片方は財政再建、まさしく緊急性ですよ。そういうところへこういうお金を割いていくことがどうなのか。それから採算性などを見ましても不安定要素も強い。こういった点について、大臣としてこういう資金を投ずることについての問題点はいかがなのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今のかながわサイエンス・パークでございませうが、私も名前は知つておりますが、中身を今通産省の方が言われるのを伺つておりました。

これは第三セクターでございませうから、そういう意味では県も市も公益性を認めればこそこれに出資をしてゐるんでございまして、民間の企業はまたこれが収益を上げるということの可能性がございませうから出資をしてゐるんだと思ひます。そこへここから金を出すということですから、それはやはりある種の公目的を持つておるといふふうに考えて、この金を利用しようということであらうと思ふんでございませう。その公目的が、例えば新しい技術の開発である、あるいは新しい人を養うのかどうか、そこはちよつと私はつきりわかりませんが、まあそうであるとして、そういう技術者あるいは経営の方法等々をいわば教育する、あるいは発案するといふようなこと自身は、第三セクターであるといふ県や市がそれに出資をしていくということからしますと、恐らくそこに公益性があるということに違ひない。

具体的には、この金を出すかどうかということ、は今後の問題でございませうけれども、まああしかるべき種類の仕事ではないかと存じますが、詳しくは現実に存じませんので、抽象的にしかお答えができません。

○委員長(村上正邦君) 他に御発言もなければ、両案の質疑は結局したものと認めます。

それでは、これより両案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。

○赤桐操君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となっております両法律案に対し反対の討論を行うものであります。

中曽根内閣は、これまで超緊縮財政に固執する余り、一方において国民の税の超過負担を放任し、他方において経済の活性化を阻害してきたが、税収面にねね返り、国債の大量発行を余儀なくされるに至りました。そして、国債残高は巨額に達し、利払い費だけで六十二年度予算の政策上最重点に置くべき社会保障関係費を上回るというゆゆしき状況に陥っております。

このため、国債の残高を可能な限り縮減することとは喫緊の課題でありまして、N.T.T.の株式売却収入を国債の償還財源とすることが、衆参両院の通信、大蔵各委員会での審議を経て、法制化されたのであります。

しかるに、今回提案の両法律案は、国民共有の資産であるN.T.T.の株式売却収入を、立ちおくれている社会資本の整備に投入するという国民受けする体裁をとりつつ、国の無利子貸し付けという異例な制度を実施しようとするものであります。そして、これによる融資の中身を見ますと、まずBタイプの融資は、補助金の前渡しであり、国の負担という面からは実質上、建設公債を発行するのと全く変わりはありません。

それにもかかわらず、無利子貸し付けの形で資金を交付し、その償還時において補助金を交付するという複雑きわまる方式をとったのは、一般会計において公債依存度を低く見せかけ、いわゆる小さな政府を装う中曽根内閣一流の粉飾的な財政運営の手法であると言わなければなりません。

また、AタイプとCタイプは開発利益吸収型と第三セクター方式の事業であり、公共的建設事業の促進はそれなりの意義があるといえ、厳しい財政のもとで、無利子の貸し付けを認めることの根拠に乏しいと言わざるを得ません。せめて国債金利並みの利子を付するのが、当然であります。しかも、今回の措置による対象は、特定地域の特定業種であり、国民共有の資産を国民に等しく

還元するという趣旨から逸脱するものと言わなければならぬのであります。

我々は、かねてより、N.T.T.の株式売却収入は、その効果が国民に等しく行き渡り、かつ現下の国民の最大の要請となっている所得税減税財源に充当すべきであることを主張してまいりました。

これに対し政府は、N.T.T.の株式売却収入は一時的なものであるとして、本資金の活用をかくたに拒否し、マル優廃止による増税を提案しているものであります。

しかも、マル優廃止による増収効果が平年度化するのには、最長十年もかかるのであり、結局は税の取り過ぎである自然増収に依存しなければならぬ状況ではありませんか。

仮にマル優廃止を恒久財源と認めた場合においても、税制審議に我々が応じる前提とした八月七日の自民党提示メモの第四項目の「利子課税制度のあり方については総合課税への移行問題を含め、五年後に見直しを検討する」との方針を踏みにじるものであります。

マル優廃止により、国民の零細預金からも過酷に税金を取る一方、源泉選択分離課税の税率三五%を一律に二〇%にとどめるといふ高資産家優遇措置について我々は決して容認できないのであります。

幸い、N.T.T.の売却収入は、今後六十四年度まで続くため、その間所得税減税の財源として活用しつつ、一方において、税制について、与野党の合意が得られる改革案をつくり上げることが本資金の最善の活用方法であるとの立場から、両法律案に反対するものであり、加えて、国民の国債に対する信用を回復するために、五十七年度以来停止されている国債費の定率繰り入れ措置を復活し、償還財源の確保に努め、特例公債については六十年償還ルールを圧縮を強く求めて、私の反対討論を終わります。

○大浜方栄君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備

の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

この両法律案におきましては、現下の経済情勢に緊急に対処するため、日本電信電話株式会社の株式の売却収入によって国債整理基金に蓄積された資金の一部を国債の償還に支障を来さない範囲内において活用することとし、このため無利子の貸付制度を設け、社会資本整備の促進を図ることとするものであります。

最近、我が国の内外からの内需拡大に対する要請は極めて強いものがありますが、今回の無利子貸付制度は、国民生活に緊要な社会資本整備の促進を図ることにより、このような要請にこたえ、極めて大なるものと確信する次第であります。これは、厳しい財政事情のもとで、建設国債の増発をできるだけ抑制するとともに、国民共有の貴重な資産である日本電信電話株式会社の株式の売却収入は国民共有の負債である国債の償還財源に充てるといふ既に確立された制度の根幹は、これを堅持するよう工夫された制度でありまして、この点からも私は、広く国民の賛同を得られるものとして、高く評価するものであります。

今国会におきましては、既に昭和六十二年度補正予算の可決成立を見ておりますが、同補正予算では四千五百八十億円の無利子貸し付けが計上されておるところでありまして、ただいま議題となつております二法律案の成立をまつて、その一日も早い実施が強く期待されているところでありまして、政府におかれましては、今回の無利子貸し付けに当たり、生活関連社会資本の整備を含め、真に緊急かつ必要な事業に対して、重点的に配分されることにより、一層その効果を高められるようお願いいたします。私の二法律案に対する賛成討論といたします。

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております両法律案に対しまして反対の討論を行うものであります。

反対理由の第一は、今日の財政悪化の実態に対する政府の認識は極めて甘く、また適切な対応をしてこなかったということでありまして、

我々は、かねてより、内外の経済情勢の上から大幅の所得税減税と生活関連社会資本の充実のための公共投資の拡大を主張してまいりました。これに対して、政府は単年度ごとの一般会計の収支じりのみを合わせることに終始して、一貫して縮小均衡策のもとで超緊縮財政を指向し、結果として巨額の国債の累積をもたらしたのであります。

それにもかかわらず、公債依存度が低下し、歳出規模が圧縮されたかのように見せかけておりますが、その実態は、地方自治体や特別会計への負担のしわ寄せと後世代への負担の先送りにより、当面の一般会計の収支が償われていくだけであり、財政再建はおろか、財政の実態は悪化の一途をたどっているものであります。

そして、国民の声、我々野党の主張に対し、かたくなにこれを拒んできた政府が、一たび国際会議の場で圧力がかかるや、これを国際公約として実行に及ぼうとする政治姿勢についてはこれを糾弾せざるを得ないのであります。そしてまた、その国際公約による減税にせよ、公共投資のあり方にせよ、野党の主張には耳をふさぎ、独善的な手法でこれを実施しようとしていることでもあります。

すなわち、反対理由の第二は、その政府の姿勢が今回のN.T.T.の株式売却収入の活用により方に明確に示され、所得税減税の財源にすることを拒否し、しかもその配分に十分な配慮がなされていないということでもあります。

N.T.T.株の売却収入の使途については、ここで改めて述べるまでもなく、国民共有の資産を国民共有の負債である国債の償還に充てられべく法制化されているのであります。

また、昭和五十九年度の財確法によって特例公

債までが借りかえられるという事態を招いて以来、その借換国債はできるだけ発行しないようにし、発行しても可能な限り減債に努めるべき旨の規定も明確に盛り込まれておりであります。

そこで、NTT株の売却収入が予想をはるかに超える巨額に達し、これが四年、五年続くことが明らかになった場合、まず実施されなければならぬことは、特例公債の借換額を圧縮し、少しでも国債残高の減少に努めることも必要であります。

次いで、内外から要請されている内需拡大を図るため、二兆円規模の所得税減税を実施するための財源として活用すべきであります。売却収入が国民共有の資産であるならば、国民がひとしく負担する税の超過負担を解消することに国民が反対するはずはありません。しかるに、売却収入を所得税減税財源とすべしとの野党の強い要求に対しても、政府は頑としてこれに応じなかったであります。

無利子貸し付け全体の大部分を占めるいわゆるBタイプの公共事業についてはいわば補助金の前倒し程度にすぎないのであります。その返済のために返済額相当分を六年後から二十年後にわたって補助金として交付するというのであります。このような複雑な制度を編み出したのも、建設公債による補助金交付では一般会計の公債依存度を高めることとなるからという理由でこのような措置がとられようとしているのであります。

我々は、国民共有の資産としてもっと幅広い活用方法をとるべきであると思ひますが、公共事業の施行に当たっては生活関連社会資本等の充実に重点を置くよう強く要求するものであります。

以上をもちまして両法案に対する反対討論いたします。

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表して、日本電信電話株式会社の売り払い収入の活用による社会資本の整備の促進に関する二法案について、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、NTT株売却益を他に流

用するという、財政再建の緊急性、重要性を軽視する無責任なやり方にあります。

そもそもNTT株売却益は、国民共有の資産であり、国民共有の負債である国債の償還財源とすることが一昨年中曾根内閣自身の提案によって法定されたばかりであります。

しかも、国債償還財源として最低必要な定率繰り入れを六年間も停止し、赤字国債の借りかえへの道も開き、今年度も四兆九千八百十億円の赤字国債を発行、国債残高は今年度末百五十三兆円にも達しようとしており、政府の財政再建計画は、まさに破綻のきわみにあるのであります。にもかかわらず、政府はこの責任を何ら明確にしないまま、過熱した財テクブームのもとで、NTT株の売却益が大幅に膨張することが現実になったからといって、これを他に流用するというのでは、二重、三重に国民を欺くやり方であり、到底認めることができないのであります。

第二は、売却益を大企業中心の民営型公共事業に流用しようとしていることでもあります。電気通信事業は、今日ますます公共的性格が強まっております。公企業形態に戻すべきであります。株売却はこれに逆行します。

さらに、今回の売却益流用を政府は内需拡大のための社会資本整備と称しておりますが、これまでもテクノポリス法やリゾート法、民営法等によって、税制、財政、金融にわたって支援してきた大企業のために、円高不況下の中小企業と比べて破格の無利子融資による事業を推進させようとするものであり、しかもこうした民営型大型プロジェクトによって生活基盤の整備も犠牲にされようとしており、断じて容認できません。

第三は、財界の要求にこたえた大企業本位の積極財政政策への転換を図るものであり、国債の大幅増発、財政危機の激化をもたらすからであります。補正予算によって、国債発行は十一兆八千六百十億円で、六十一年度補正後の発行額を上回り、財政再建とは逆行した姿に至っておりますが、NTT株売却益の流用による公共事業の別枠扱いは、

補正予算のみならず、来年度以降の公共事業関係費の大幅増をもたらし、結局、国債大増発とならざるを得ないことは明らかであります。これは、財政危機の深刻化、国民への大増税となつてはね返ることにならざるを得ず、容認するわけにはいきません。

最後に、マル優廃止と大型間接税導入の策動をやめ、アメリカと大企業本位の内需拡大策ではなく、国民本位の真の内需拡大策をとるべきことを強く指摘して、反対討論を終わります。

○委員長村上正邦君 他に御意見もないようです。それでは、これより順次両案の採決に入ります。

まず、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長村上正邦君 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の実施のための関係法律の整備に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長村上正邦君 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、赤桐操君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐操君。

し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案」及び「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案の実施のための関係法律の整備に関する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、内外の社会経済情勢にかんがみ、均衡かつ調和ある経済発展に資するため、引き続き適切かつ機動的な財政金融政策の運営に努めること。

一、公債に対する国民の信頼を保持するため、今後においても、所要の償還財源の確保に努め、公債の償還に支障なきよう万全を期すること。

一、昭和六十三年以降の日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用にあつては、国民共有の資産としての同株式の性格を踏まえ、諸般の要請に応え、その効果が広く国民に均霑するよう配慮すること。

一、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の一部を原資とする貸付金については、内需拡大・地域活性化という目的に資するため、生活関連社会資本の整備等を含め、真に緊急かつ必要な事業に対して重点的に配分するよう努めること。

一、昭和六十二年以降の日本電信電話株式会社の株式の売却に当たっては、上場後における巨額の株式売却となることにかんがみ、株式市場全般に対する影響を考慮の上、適正な価格で、公正に売却することに努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) ただいま赤桐操君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よつて、赤桐操君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤重一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえ、配意いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(村上正邦君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五分散会

昭和六十二年九月十日印刷

昭和六十二年九月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W